

平成二十二年十二月一日 午前十時開議

△開 議

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。

○議長（兼田勝久君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

△日程第一 一般質問

○議長（兼田勝久君） 日程第一、一般質問を行います。

まず、七番、法元隆男議員の発言を許します。

〔七番法元隆男君登壇〕

○七番（法元隆男君） おはようございます。一般質問もきょうで四日目、そのトップバッターを務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、通告をいたしました三項目について順次質問いたします。

まず、項目一、文化財等の整備について。

合併により県内では最も多く文化財を所有する市となりました。しかし、その整備については多くの課題が残っております。

そこで、次のことについて考えをお聞かせください。

要旨一、金山橋について、その整備に三千四百七十一万円が計上されました。その具体的な内容と、その周辺整備について、アーチ橋を見るポイント（場所）の整備はどうなるのでしょうか。

要旨二、龍門司坂の入り口部分の整備については、花博の一環で実施されることで、そういうふう聞いております。その具体的な内容と駐車場の整備はどうでしょうか。

要旨三、市頭C工区について、一定の方向性は出ていると聞いております。しかし、この遺跡は多くの反響を呼んでおります。

平安朝から鎌倉期へかけての中世の極めて貴重な文化の文化遺跡であることから、全域が厳しいということであれば、一部だけでも現状を維持、できれば建物を復元し、遺跡公園として保存するつもりはないでしょうか。

項目二、男女共同参画の推進について。

男女共同参画の実現は、二一世紀の我が国の社会を決定する重要課題として位置づけされております。その実現の度合いが、行政の力量を問われると言っても過言ではありません。そこで、始良市の新たな始良市男女共同参画審議会の進捗状況は、どうなっておりますでしょうか。

項目三、道路交通の事故防止について。

通勤通学の時間帯において、田中橋線と田中川原線の交差点は非常に事故が多いです。橋のほうから下ってくる自転車通学の高校生のもとどが、一時停止の標識があるにもかかわらず、停止しないで交差点に突っ込んでまいります。そのため、運が悪いと通勤中の乗用車と衝突してしまうという事故が、多発しております。ごく最近も事故が発生し救急車も参りました。

このことについては、以前より再三指摘してきましたが、根本的解決に至っておりません。今後の取り組みについてお考えを伺いたしたいと思います。

当初の質問を終わります。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 法元議員の御質問にお答えいたします。

御質問のうち、一問目の文化財等の整備についての三点目の御質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

一問目の文化財等の整備についての一点目の御質問にお答えいたします。

金山橋の整備につきましては、県の地域振興推進事業の補助を受け、本年度から来年度にかけての二年間で整備をすることとしております。本年度は、現在の欄干ガードレールを撤去し、石づくりにする工事や石畳風の舗装、補強のための根固め工事などを行うこととしており、来年度は金山橋下流側から上流の板井手の滝を眺められるよう整備を行うこととしております。

二点目の御質問についてお答えいたします。

本年度に、県の魅力ある観光地づくり事業の採択を受け、龍門滝から龍門司坂に到る遊歩道について、石畳風の舗装を行うこととなっております。また、来年の全国都市緑化かごしまフェアの協賛会場として、龍門滝温泉と陶夢ランドも回遊拠点となっておりますので、花壇の整備など、都市緑化かごしまフェアにあわせた整備が行われることとなっております。

なお、駐車場につきましては、龍門滝の駐車場を御利用いただき、本年度に整備する遊歩道を経由して龍門司坂や金山橋をめぐっていただくなど、周遊できるコースとしての整備を行うこととしておりますので、今のところ、龍門司坂周辺の駐車場整備は計画していません。

次に、二問目の男女共同参画の推進についての御質問につきましてお答えいたします。

始良市男女共同参画推進条例に基づく始良市男女共同参画審議会は、十一月八日に委嘱式及び第一回審議会を開催いたしました。計画策定の際には審議会の方々の意見を聞くことになっており、また、審議会は市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策、または、重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることになっております。

現在、男女共同参画計画策定に向けた意識調査の集計中でありますが、その内容について分析し、今後の審議会での協議に生かしていきたいと考えております。

次に、三問目の道路交通の事故防止についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘の交差点につきましては、田中橋方向から自転車通学の高校生が多数通行しております。

現場は、田中橋から交差点までの間が下り坂になっている関係でスピードが出やすく、自転車が一時的停止を怠って、交差点通行中の車両と衝突するという事故が、以前から発生しております。このような状況から、現場の交差点には一時停止規制やロードミラー、事故多発の看板等の安全対策が施されており、定期的に高校の生徒指導教諭が交差点に立って指導をされております。また、高校生に対する自転車の安全運転指導については、各高校の交通安全指導計画に基づいて警察が行っておりますが、依然として、一時停止等の交差点ルールが守られていない状況であります。

今後とも、学校・警察・行政が連携して、朝夕の通勤、通学時に

おける立哨を初め、交通安全指導を徹底し、また、「交差点あり」などの路面表示や交差点内のカラー舗装を行うなどの対策を検討しながら、交通事故防止に取り組んでいきたいと考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 一問目の文化財等の整備についての三項目の御質問にお答えいたします。

県営農村振興総合整備事業によります加治木地区ほ場整備事業に伴う市頭C遺跡の発掘調査は、約九カ月の期間を費やし、十一月五日に終了いたしました。

今回の発掘調査は、「ほ場整備事業」という農地の区画整理を前提とした記録保存のための発掘調査であり、文化財保護法にのっとり、ほ場整備工事の着手前に、可能な限り遺跡の情報を記録するために行った発掘調査です。既に調査も終了し、現在、受益者間で事前協議された農地の配分に沿った工事に着手されているところであり、ほ場用地の確保等、今後の整備計画に与える影響が大きいことから、遺跡の一部保存や公園化、または建物の復元につきましては大変困難であると考えます。

しかしながら、遺跡の重要性にかんがみ、遺跡が存在したことを広く知っていただくため、現地に説明板等を設置し、今後の史跡めぐりや郷土史学習に活用できるように検討したいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

○七番（法元隆男君） それでは、回答をいただきましたので、順次また再質問をさせていただきたいと思えます。

金山橋について、今まで再三、この点についてはいろいろとかかわってまいって、提言もさしていただいております。ついに、欄干が、ガードレールが、そういったものが、取りかえていただけると

いうことで、非常に喜んでいる次第であります。

一応、通告書にも補助金で三千四百七十一万円という予算が計上されましたけれども、今、御回答によりますと二年間で整備するというところで、最初はガードレールの撤去やら、通路を石畳にするというようなことになっておりますが、その予算はトータルでどんなような振り分けになっているんでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 金山橋の整備について御説明申し上げます。

平成二十二年度は、三千二百五十五万円で工事がなされます。

次年度においては、一千三十五万円を予定いたしております。

○七番（法元隆男君） 今、三千二百五十五万円ということをおっしゃいましたですね。その補正予算で三千四百七十一万円と、そのようなところがちよつと数字が、三千二百五十五万円というの、私、伺ったのは間違いじゃないですよ。その辺のところの整合性をちよつと御説明ください。

○企画部長（甲斐滋彦君） 済みません、御説明不足で。入札が済んでますので、入札額を申し上げましたので、三千二百五十五万円でございますので、よろしく願います。

○七番（法元隆男君） よくわかりました。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩いたします。

午前 十時 十五分休憩

午前 十時四十三分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

法元議員の一般質問を続けます。

○七番（法元隆男君） また、振り出しに戻りたいと思いますが、その前に私、冒頭で申し上げております。

始良市は、県内でも文化財が一番多い市ということで、私の記憶違いじゃなければあれですが、旧加治木町のときに実は県内でも一番多い文化財を持った町だったんですけども、五、六年前、鹿児島市が一市五町で合併しまして、一位の座を譲りました。

ところが、今回合併をしていただきましたので、また返り咲いてということで非常にありがたく思っております。そういうことで、始良市はやはり、文化財の宝庫であると考えてよろしいんじゃないでしょうか。だから、対外に対して非常に発信するにはこの文化財で勝負する部分が多く多いと私は思っており、今後も文化財関係にはこういった気持ちで質問を継続させていただこうとは思っております。

さて、さきほど金山橋のところではサイレンがありまして、それで、急遽皆さんと一緒に避難したわけですが、その続きに参りたいと思っております。

先ほどの予算で三千二百五十五万円というのは、もう入札が終わったということで、これで二百十六万円、そこで少し浮いたかなと思ったりもしました。そして、その後その次年度に千三十五万円かけて整備するという事です。

今回の場合は、金山橋そのもののガードレールを石づくりにする、そしてまた、床のほうを石畳にするということで、そこには水道管やらいろいろ絡んでおりますけれども、前、いろいろと私も皆さんといろいろ質問した中で、あそこ一番下の方の床からもうメーターか、一メーター弱か、そのくらいもう、上がっているんだとい

うような話も伺ったりしました。今回の、床についても、恐らく道路そのものがそのぐらいまで上がっておりますので、あのレベルを下げたりとかいうことはできないと思いますが、今のレベルのところでは石畳になるんでしょうか。

○建設部長（大園親正君） 担当課長にお答えいたさせます。

○建設部土木課長（岩穴口弘行君） 土木課の岩穴口でございます。よろしく願います。

金山橋の工事につきましては、先ほど申しましたように、高欄と親柱、それと橋の表面と言いますか、車道部分になるところの石割りを施工する予定でございます。

○七番（法元隆男君） レベルを伺ったんですが、今の現状のところは。

○議長（兼田勝久君） 続けてください。

○建設部土木課長（岩穴口弘行君） 道路の高さは、前後の道路の高さの関係もございまして、今の高さでございます。

○七番（法元隆男君） そこについては、いろいろとあれを掘り起こしてみないと中がどうなってるかとか、いうのは非常に難しい問題があつて、今後もそれを検討しながらと思います。それは、皆様にお任せするとして、今見てもだいぶ傷んではおりますので、あれがきれいにどんな—もう、もちろん設計図もできておりますよね。

○建設部土木課長（岩穴口弘行君） はい、設計図、それから設計書をつくりまして、入札を行っております。

○七番（法元隆男君） もう、当然できているのはわかって伺ったわけですけども。それをまた、ちょっとそのうち見さしてい

ただいたりしながら、いろいろと勉強したいと思います。

それと、次年度一千三十五万円の予算で、その下のほうの、金山橋の下流側から上流の板井手の滝を眺められるような整備をするというようなことですが、具体的に簡単に結構です。ちょっと、教えていただけませんかでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 次年度の工事概要について申し上げます。

アーチ越しに見る板井手の滝の絶景を眺望できるようなスペースをつくるということで、遊歩道の整備として河川からおりる、下流側にごさいますおり口から二十五段ほど擬木を設置しまして、それから、川床に床どめ工として、水をとめるところ、それから、擬木の沈床工というのを五十平米ぐらいして、そこから眺望できるような工事でございます。

○七番（法元隆男君） 二年か三年前ですかね、あるイベントで金山橋をルートの中に入れて、あるまちづくり団体がその下においてというようなことで、仮設で今説明がありました階段もつくって、もう木が生い茂っておりますのでよく見ないとわかりません。金山橋のところは標識板がありますが、そこから百メートルくらい下へおりたところですね。その辺から、おりて行くんですけれども、その辺の場所の確定もなかなか難しいんですが、そういうことで、今おっしゃったこれだけの予算をとっていただいて、整備するということとは非常にいいことだと考えております。

今の、その下の方から眺める場所ということで、私は個人的には、あそこからおりて行くその東側のほうの遊歩道からこうおりて行きますよね。一番いい板井手の滝をアーチの下から眺めると、文化財

マップでも写真の中に載ってるのは、西側からですが、そこからちょっと渡って行くようなことはできないかなと、一番いい視点はやはり西側の川岸の方じゃないかなと思うんですが、その辺のところはやはり、もうちょっと突っ込んだ計画にはなっておりますか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 現在、計画段階ですので、議員の仰せのような形でできないものか、検討協議をしたいと思います。

○七番（法元隆男君） 今回、予算を取っていただいて金山橋を整備していただくということで、そのプラスで次年度も下のほうの整備までしていただくことを聞いて、非常に自分としてはうれしく思っております。今後、期待してまた見守っていききたいと思います。

それでは、次の龍門司坂の入り口周辺、これについて私、今、お答えになっていただいておりますのでいきますと、全国都市緑化かごしまフェアということで、我々は花博、花博と呼んでいますが、このこととして解釈してよろしいんですね。

○企画部長（甲斐滋彦君） 花博につきましては、第二十八回全国都市緑化かごしまフェアということで、花かごしま二〇一一ということで位置づけられて、来年の三月十八日から五月二十二日の六十日間開かれまして、始良市内で五カ所が回遊拠点となっておりますのでございます。

○七番（法元隆男君） ある団体がそれを受けてと、恐らく市がその間に立ってということでしょうか、市とのかかわり合いをちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○議長（兼田勝久君） 法元議員、市とのかかわりという内容をもう少し具体的に続けてください。

○七番（法元隆男君） 恐らく、県の予算が、私の解釈ですが、市においてきて、それをそっくり、これを受けたボランティア団体、まちづくり団体に行くというようなことで解釈しておりますが、そのような感じでしょうか。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

議員の今おっしゃるとおりで、県が主体になりました、市はその中に入って、またその団体に補助金を出すという形になっております。

○七番（法元隆男君） 私は、通告書で、龍門司坂の入り口周辺の整備ということで言っておりますが、今、ここで陶夢ランド、その辺の整備もということで書いてございますが、全体の大体のあれをちよつと説明していただけないでしょうか。

龍門滝周辺と陶夢ランドも回遊拠点としておるということですね。その辺のところは、もう計画図なんかできておるんでしょうか。設計図とか、計画図。全体のその姿ですね。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

先ほど言いましたように、団体のほうから花博といえますか、花を植えたいということで、申請は出ております。その中で、結局、全部認められるわけではございませんで、この中からまた、その団体も多数ある関係で、県の予算の範囲内で事業を進めることになると思っております。

○七番（法元隆男君） まだはっきりと、その辺が確定していないような御返答でした。

それで、龍門司坂の入り口の整備ということで、私ここで書いておるんですが、それも入っておりますでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 龍門司坂の駐車場の整備というのは含まれておりません。

○七番（法元隆男君） 駐車場の整備ではなくて、私は以前からもう何回ですかね、龍門司坂の登り口の整備を今まで何度も取り上げております。

それで、今回それが、入り口がもうごらんになっていただいているように、国の指定文化財の入り口としては、ちよつともう一つだなというような気持ちで、前から入り口辺のもうちよつと雰囲気づくりですか、その辺を今まで取り上げてきたんですが、その辺のところが入っているかどうか、今わからなければ結構ですが、ちよつとわかる範囲で教えてください。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

申請の中では龍門司坂の入り口ではなくて、途中に花を植えたいというようなことで、一応申請はしてございます。

○七番（法元隆男君） わかりました。恐らく、市としてもかわりがないということはないと思いますので、いろいろとその辺また、しっかり見とってください。現状がまだはっきりと見えてないようですので、私のほうも今後それをちよつと見守っていききたいと思えます。

次に、三番目の市頭遺跡について、また質問いたします。先ほど市頭C工区ですね。

市頭の場合はA工区、B工区というのが既に終了しておると思えます。そして、C工区がこの間、遺跡調査をして、我々も見させていただきました。非常に貴重な遺跡だと。当時、火葬というようなあれはなかったんですが、火葬をした跡も出てまいりましたですね。

これはある程度、上の方が亡くなったときに火葬をした跡であろうというようなことであって、そういうふうな物も出てまいりました。そのほか、いろいろ御説明いただくと、非常に貴重なものだと思います。

ですから、これについては、例えば、市がどのような評価をしたかということに行き着くんですが、その前に保護審議会には答申されましたでしょうか。

○教育部長（二見康洋君） お答えいたします。

この遺跡につきましては保存活用を図るという計画はございませんので、文化財保護審議会には諮っております。

○七番（法元隆男君） やはり、こうやって出てきた遺跡というのが、どんな評価をするのかということのために、例えば、もう今回の場合はどんな評価をするかというのは難しい問題ではあります。しかしながら、やはりそういうことに対して、せめて市の審議会に答申するとか、本来なら市よりほかの外のほうにもこういった情報を発信していろいろな評価をいただいた上と。

もちろんほ場整備の一環としてやっておられますけれども、出てくる遺跡として調査した結果によってはいろんな選択もしなくちゃいけないと思うんですが、今回はされてないということで、これについてはもう少しその辺を突っ込んでいただきたかったなあと思っております。

私もいろいろと取り組んでおります、まちづくり的な団体の中で、いろいろとみんな見に行きました。そして、みんなその評価が、これは何とか残せないもんかなというような話が相当わいてきました。

市長もごらんになったということで、市長はどのように思われたでしょうか。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

私も御案内いただいておりましたが、なかなか日程等々、調整がつかずに過日説明を受けたところでございます。

島津家が来る前の加治木の歴史の中で、木田氏の城跡であろうということが判明したということを知ったところでありました。この中世の遺跡については、非常に数が少ない、発見が少ないということで、貴重な資料であるということは説明を受けたところであります。したがって、その保存、その記録保存ということについては、これから万全を尽くしていくというふうにも聞いているところであります。

○七番（法元隆男君） 今、市長もおっしゃいましたように、中世、千二百年か千三百年ぐらいから後の平安後期から鎌倉へかけての、そういったような時代の貴重な文献であると、私は思っております。ちょうど、加治木氏がその辺を統治して、そのころ木田氏とかいろいろその辺の豪族がいろんなところにおりました。それを加治木氏が束ねていたんじゃないかと。木田氏、小山田氏ですね、別府氏、それに吉原氏とか。

そういうことで、市頭のC区は恐らく木田氏のやかた跡であろうと。やかたが出てきた、いろんな柱の跡とかいうのは、倉庫だったのか、工場だったのか、そこで作業場だったのか、その辺のところ判明しませんけれども、そういった建物の跡とか、外堀だとか、いろんなところで、また先ほど申しました例の火葬をした跡があったりとか。そのころ火葬の習慣はなかったようでございますけれども

も、例えば、日本山宝塔がちょうど同じ時期に当たります。そういったような、火葬をしたのを日本山宝塔に、お墓としてそこに入れたというような、大きなロマンも呼ぶような物語ができるような感じがいたします。

そういったことで、これはもうちよつと慎重に、もうちよつと、せめて審議会の皆さんにもそれをお知らせして、その方向性をもうちよつと慎重にやるべきだったんじゃないかと、私は思っております。

それと、やはり先ほど申しましたように、加治木は文化財の宝庫であります。本当に今度、今、高井田やらもうまた、工事がもう進んではおりますけれども、今後、そういったときに、これと同じように、恐らく今度は宇曾ノ木川と反対側の方です、高井田のほうですね。今、一生懸命最初の工事が始まっておりますが、またこういうこともあるかなという気もいたします。

そんなようなことを考えますと、今後もう少し、そういった文化財に対しては、もう宝でありますので、保存をして埋めてしまおうと、そこで写真を撮ってこの状況の説明板とか、そういったものは残るんですが、人の目につかないということですね。

あその市頭のC工区が、もし、そういったことで復元でもしたものとすれば、もう高速道路に隣接しておりますので、本当に目立つ場所であるということを含めて、今後、高井田についてもすぐ高速道路からもう見えるとところでございます。

ですから、そういったことも含めて、今後、もうちよつと、文化財に対するあれを持っていただきたいなというふうに、そういった進言をしたいと思えます。

加治木町は古い文化財、古いと言ったらあれですが、貴重な、そういったような文化財がありますが、この新しい文化財に対しても積極的に取り組んでいただきたい。

古い物については、今までの物を守るといふ形だけでいいんですが、新しい物を見つけて、それを文化財としてしっかり検証するということについても、やっぱり物すごく大事な点ではないかなと思っております。

それでは、次の男女共同参画の推進について質問いたします。続けてよろしいでしょうか。

男女共同参画の実現について、始良市は、今回、条例制定をして、最初の臨時議会でしたか、五月十二日だったと思いますが、二百二十五の専決処分の中で、始良市男女共同参画推進条例も制定されたということに記憶しております。

それで、私は今、男女共同参画推進条例というのをここに、これは、今、このリーレットは加治木町のとときの条例ですが、始良市としてもこの条例をこんなふうにしたものができておるんでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君）　ただいまのところ、そのリーレットは作成しておりません。

○七番（法元隆男君）　やはり、条例を制定したわけですから、市民の皆さんにも周知するというようなことも含めて、やはり、こういったような男女共同参画推進条例という形でつくり、我々議員もいただいておりますので、こういった旧加治木町のとときの参考でこうしながらやっていくような状況です。そういったことで、今後それに対しては早急にやっていくべきだと、私は思います。

それで、男女共同参画審議会というのが今、第一回目を開催した

ということの、先ほど御回答いただきました。委員の方は何人いらっしゃって、男女の比はどのようになってますでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） お尋ねの男女共同参画審議会の委員ですが、十二名の方がいらっしゃいます。十二名の中で、女性の方が七名いらっしゃいますので、パーセントが五〇以上だと思います。以上であります。

○七番（法元隆男君） ここで、その条例制定の、我々、それをいただいてませんのでわかりませんが、我々が合併協議会の中で協議したのは、加治木町の推進条例を、それを引き継ぐという形になっております。

ですから、恐らく推進条例も字句の訂正でいいのかなと思いましたが、今、審議会の委員が十二名ということ、加治木町の場合は十名以内となっておりますが、その辺はどのようになっておりますでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 担当課長が答弁いたします。

○企画部企画政策課長（諏訪脇裕君） 企画政策課の諏訪脇でございます。

委員の定数というか、人数でございますが、条例の第十五条の第一項によりまして、十人以内をもって組織するというふうに規定しております。

以上でございます。

○七番（法元隆男君） 十名ですか。先ほど部長は十二名とおっしゃいましたね。

いや、加治木町でつくったときは十名なんですよ。それが、だから十二名とおっしゃったから、ですから、そういうことでこういっ

た推進条例はしっかりと新しくつくったわけですから、字句の訂正であろうと何であろうと、すぐそれは行政の怠慢じゃないですか。その辺をちょっと、責任あるお答えをいただきたいと思えます。

○企画部企画政策課長（諏訪脇裕君） 申しわけありません。十二名と言ったつもりでございました。申しわけありませんでした。

○七番（法元隆男君） 十二名ですね。ですからその十二名が前とは違っているということ、我々もそうだったもの、議会としても、我々も、私も一議員として、先ほど冒頭に申ししております、男女共同参画社会は二十一世紀の一番重要なあれであるということ、質問のところにも書かしていただいてますけれども、その辺のところに対して、私は、今、始良市の状況を見ててそういったところ少し甘いかなと思います。

先日の、例の強制わいせつの事故が起きました。それを蒸し返すつもりはないんですけども、例えば男女共同参画の一番の真髄は人権なんです。そして、その条例の中に、第二章ですね、性別による権利侵害の禁止等と。そういったところも、しっかりとたっておりまして、男女間の暴力行為、そういったものを強く禁止しております。

そういったことで、男女共同参画のそういった取り組みが、ごく希薄に感じます。

市としまして、そういったことで、皆さんに啓発するということか、そういったことをもうちょっと積極的にやっていたらいいなと思っております。

先日、きのうでしたか、やはりこの問題で、出たときにいろいろ研修をしながらそれに取り組むというような返事がありました。そ

のことについて、ちょっと一言またつけ加えてみたいと思いますが、始良市は県の推進委員が二名いらっしやいます。この方たちは、十年ぐらい、勉強、研さんされて、そして、県の高いハードルをクリアされ、そして、推進委員に今、二名なっぺいらっしやいます。そういう方たちがボランティアでいろいろと講演をしたり、いろんなそういった活動をしておられます。昨日のそういった研修の段階で、せっかく市にそういった方たちがいらっしやるんで、そういった方たちを講師に招いてしっかりと取り組んでみたいかがでしようか。いかがでしようか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 市の男女共同参画の取り組みについて御説明申し上げます。

男女共同参画については、議員指摘のリーフレット等は早急に作成しようと考えております。現在のところ、広報の紙面を通じて毎月、男女共同参画の視点ということで、シリーズで基本的人権の尊重ということ、そういうことやジェンダーという言葉の使い分けとか、そういうことについて広報しております。議員が言われた二人の委員の方々についても、市のいろいろな行事等に参加していただいたり、先日は、蒲生高校のほうでも講演をしていただいたりと、多方面にわたって市の協力をいただいているところでございます。

○七番（法元隆男君） やはり、先ほど申して、何度も申し上げますけれども、この男女共同参画の推進というのは二十一世紀の、これは国の基本法に中しっかりうたわれておりますけれども、始良市は本来そのパイオニア的な立場にあって、非常に市外からもまたは県外からも注目されている市であると、私は確認しております。

す。

そういったことから、しかも、その推進条例の男女共同参画という中の真髓は、先ほど申しました人権というものが一番柱の中にあるりまして、そして、その二章に先ほど申しました性別による権利侵害の禁止。その中で、家庭、職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野において性別による差別的取り扱いとか、男女間の暴力行為、精神的な苦痛を与えないと。セクシュアルハラスメントとか、そういったものが、物すごく大きなポイントになっております。そのようなところを市としてももうちょっと、啓発という形でやっていくべきだなあと、私は思っております。

審議会の中で、いろいろと枝分かれしましたけれども、審議会というのはその条例の中にうたわれておりますので、その条例から始良市男女共同参画審議会と、この中で市の責務として、そういったようないろいろな取り組みをするというようなことで、今、言いましたような二章の話もしました。

それと、条例を制定しましたら、次は基本計画をつくらなくてはいけないと思うんですが、ここに書いてございますように、今、基本計画策定に向けて意識調査の集計中であると書いてございます。

基本計画は大体めどはどのようなめどになりますか。審議会とのかかわりだと思えますが、まだ一回しか開かれてませんので、顔合わせやら、そんなような委嘱状を出したりというようなことであるようですので、その辺の今後の基本計画作成に対しては、どんなフォローチャートになってますでしょうか。おわかりになる程度で結構です。

○企画部長（甲斐滋彦君） 議員仰せの基本計画の件でございます。

すが、今現在十一月十日から二十六日まで、二千人の二十名以上の方の無作為抽出を終わりました、現在、七百八十五名の方の回答をいただいております。

このアンケート調査の結果等をもとにしまして、第二回の審議会をずっと続けながら基本計画を策定するわけですが、現在のところ二十三年度、いろいろな基礎調査もございまして、二十四年度になろうかと思っております。

○七番（法元隆男君） この私の通告では、審議会の進捗状況ということですが、伺っておりますが、全体としても一度、男女共同参画は二十一世紀の最重要・重点項目であるということと同時に、人権というものがその真髄にあるということ、そして、それを踏まえて、市としてももうちょっと真剣に、もうちょっと前向きに、しっかりと取り組んでいかなければいけないあと、私はそう感じました。

そういうことを提言して次の項目に移りたいと思います。

続きまして――しばらくお待ちください。

交通事故の防止についてですが、このことについても、もう何度か取り上げさせていただいております。そのたびに、標識をつけていただいたり、ミラーを両方、二つつけていただいたり、行政の関係の方や学校の関係の方もいろいろと見に行っていたりしております。ところが、やっぱり根本的な解決がなされておられませんので、本当に事故が多いんです、ここは。目に見えて行政の皆さんもおわかりになるのは恐らく救急車が来たとか、そういったようなときはおわかりでしょうけど、それ以外に毎日日常茶飯事です。

その交差点のところにはいらっしやる、あるその方にお話を伺うと、

高校生は全部と言っているくらい、田中橋からそうですね、百メートルぐらいありますか、五十メートルぐらいですかね。上から、橋から坂になっておりますので、スピードを出して来ます。全く危機的な感覚は持っておりません。そして、突っ込んで来ます。それで、朝、通勤の車、これがほとんど加治木の総合支所に行く車だと、私は思います。その車が、そこは徐行でも何でもないので、結構スピードを出して通ってる、そこに自転車がガーツと下ってくる、なにも考えもしないで突っ込んで来ると、私も何回も立ちました、ここ二、三年の中で。

こういった、一般質問をいたしますと、高校の指導の方が、しばらく、ひと月ぐらいは張りつかれるんです。だから、そのときはいいんですけれども、私が立ってたときも、上から下ってくる、そして、車が来ないときは黙って見てるんですけども、車と接触する危険性があるときには、ハーツととめます。その角にいらっしやるその方は、話を伺うと、もう本当に危ないと、その前の自治会の皆さんも、これは何とかしないとあれやと、それでこの前の救急車が来たのも、自転車もめっちゃくちゃです。それで、近くのところにはしばらく放置してあります。

そんなようなことで、これは根本的に話し合いとかそういったものでは解決できないと、私は思っております。例えば、「交差点あり」などの路面表示や交差点内のカラー舗装とか、そういったようなことを検討しながら取り組んでいきたい。言うことはわかるんですけども、しかし、根本的に直さない限り、これはもう必ずと言っていいくらい、必ず絶対とは言いません。

もう、あの高校生、加治木工業と加治木高校の生徒が、あそこを

しよつちゆう通っております。通勤時間帯で、それで二台ぐらい並んで来るんですよ、友達同士で。これは何とかならないでしょうか。だから、もうあそこをせめて車が徐行するような方法だとか、これもなかなか難しいかもしれませんね。徐行となると、どんな表示——黄色の点滅ですか、点滅するにはまた予算がかかりますね。だから、例えばあそこの中学校交差点でありますね、ほんとは中学校交差点で全くおかしいんですけど。あそこは、役場があそこに移って三十年ぐらいになりますので。昔の中学校の名前をとって中学校交差点と言っておりますけど、あそこから、斜めに入るところが、ちょうど通勤時間帯が進入禁止になっておりますね。あそこを進入禁止にするよりも、今のところを進入禁止にしていただけば事故は起こらないかと。ただ、あそこに住んでらっしゃる住民の方たちは特別に出入りはできなくちゃいけませんけれども。

または、その通路を通学路からはずして、もう田中橋を通らなくても仮屋馬場線を——車が多いから危険だということとはわかりますよ。しかし、車が多いところをなにも、ぶつかって、交差点でぶつかるような危険性がなくて——流れに沿って行けばまだ危険性は少ないと思いますが、その辺のところでは根本的な何か解決はありませんでしょうか。ちよつとお答えください。

○危機管理室長兼危機管理課長（黒木俊己君） お答えいたします。

私も初めてでございまして、現場を見させていただきました。始良警察署の交通課の課長さんにも来ていただきました。いろいろ検討したわけですが、議員仰せのとおり、非常に自転車の通行が多うございまして、この間でしたが調査をいたしてみますと、天候によ

りますけれども、多いときで約四百台、自転車が通っております。それで、現地は、ほとんどが高校生の自転車でございます。橋のほうから学校のほうへ下る、下り坂になっております。一たん停止をかけなければ、もし、一たん停止をはずして逆を一たん停止にしたらというような方法等もいろいろ検討したわけですけども、自転車をとめないで渡りばなしにすると、なお、かえって危険ではないかというような警察のほうの見解でもございました。それと、道路のいろいろと検討したわけですけども、四方とも一たん停止をかけたらというような私なんかの素人的な考えから、いろいろ出してみましたが、やっぱり、優先の関係やらいろいろございまして、これは難しいと。

それと、信号機設置でございまして、朝夕の自転車通学が多いただけであって、かねての車の通行というのは、ほとんどございせんでした。ですから、今まで事故が相当な数あったわけでございます。ほとんどが自転車と車、そういうのが主な原因でございまして、ですから、高校生にいたしましても、やはり子どもたちも一年交代するわけでございます。先ほど議員の仰せのとおり、一たん指導で立ったときにはみんなよく聞いてくれるけども、いつときたてば、また守らないというような傾向でございまして、一年一年、新入学生にも指導するといった形で学校、警察のほうからも指導の徹底を、お願いをしているわけですけども、やはり繰り返し繰り返しする方法しかないのかなと。

回答にも書いておりますけども、できるだけ交差点の道路の「交差点あり」の表示とか、でこぼこの、自転車がスピードが落ちる、そういう舗装の方法とか、いろいろ検討して、何とか事故防止に

取り組んでいきたいというような考えであります。

以上です。

○七番（法元隆男君） 時間がありません、残念ですが。このことについては、まず、高校のそういう交通の指導の方にも本当に徹底的にそれを言っていたきたいと思います。すぐにこれは改善できないかもしれませんので、それまでも事故が起こらないようにと。そういうことも含めて、やはりこれは根本的に解決しない限り、期間がたてば必ずそこで事故が起こるんです。

高校生は、あそこだけじゃないです。どこでも、自転車の高校生なんか、ほんとに無茶な運転をしております。そして、大きな道路で、仮屋馬場線なんかも右側通行をしたり、そういうことで指導が全然行き渡ってない証拠です。基本だと思いません、自転車が左側を通行するというのはですね。そんなことも、まだ守られてないような状況です。しかも、今の交差点は一時停止がすっかりとなっておりません。そんなのも全く無視です。

ですから、高校生が相手ですので、これはもう今後、ちよつと時間がありませんが、根本的な解決をするべきだということなことで申し上げて、また今後しっかりと見守っていきたいと思います。

終わります。

○議長（兼田勝久君） これで、法元隆男議員の一般質問を終わります。

次に、一番、本村良治議員の発言を許します。

「一番本村良治君登壇」

○一番（本村良治君） 皆さん、おはようございます。一番の本村良治でございます。

先日、通告した四つのことについて質問をします。

まず、一番目にスポーツ少年団の支援策について。スポーツ少年団の支援策について、その後どのような具体的な支援策を検討したか。

二番目の項目、森山交差点の渋滞緩和の早期解消を求める。森山交差点というのは県道十三谷・重富線が高速道路と交差するところになります。

要旨一、その後、地権者との用地取得のための交渉はどの程度まで進んでいるか。その交渉経過の進捗状況を具体的に説明せよ。

二、交差点の入り口付近で、右折車が直進車等の進路をふさいでいるが、この状況は何とか改善できないか。

三、汚水処理施設のさらなる早期移管を求める。

要旨一、旧始良町の始良ニュータウンを含めた五から六の団地の扱いについては、その後どのように具体的な検討がなされたか。

要旨二、旧始良町の五から六の団地の基金と平均的な使用料はどのくらいか。

四番目の項目、子育て支援の環境整備を求める。

要旨一、現在の保育園入所の内規では、産前・産後の新たな待機児童を生じさせ、妊婦の皆さんは不安な毎日を送っていることについてどのように考えているか。

二、九月現在で、市立の保育園の待機児童の実情はどうなっているか。

三、今後、市立の保育園の学級増をどのように考えているか。

「市長笹山義弘君登壇」

○市長（笹山義弘君） 本村議員の御質問にお答えいたします。

御質問のうち、一問目のスポーツ少年団の支援策についての御質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

二問目の森山交差点の渋滞緩和の早期解消を求めるについての一点目の御質問にお答えいたします。

森山交差点の渋滞問題については、これまでの議会で御質問をいただきましたので、私も八月に直接地権者にお会いして、現在の交差点の状況や市としての考えなどをお話しいたしました。御本人もこの状況について、十分に認識されており、移転する場合の代替地の面積や工場の規模などを話していただきましたので、御理解はいただいていると思います。

二点目の御質問について、お答えいたします。

交差点内の右折車については、交差点内の誘導線付近に停車せずに、横断歩道付近に停車しているため、後続車が進行できない状況となるのが渋滞の原因ともなっているようですが、運転者の技術やマナーの問題でありますので、指導が難しいのが現状であります。次に、三問目の汚水処理施設のさらなる早期移管を求めるについての一点目の御質問にお答えいたします。

開発行為等により設置された下水道施設を、市に移管した場合の市側の体制の整備が、最優先と考えております。現在、進めております市全体の組織の改編もあわせての作業となることや、運営要領を制度化し、条例等の改正も検討していることから、時間を必要としているところがあります。これらの制度の整備は、加治木地区新生町の状況や始良ニュータウンの移管手続を標準として整備していくこととしております。始良ニュータウン以外の団地につきましては、これらの作業が完了した後、個別に対応していきたいと考えて

おります。

二点目の御質問についてお答えいたします。

各団地にあるとされる基金につきましては、各団地が個別の事情により整備されているものと伺っております。そのため、各団地で基金額に差異があるようです。平均的な使用料につきましては、旧始良町で調査した状況では、水道使用量と連動した従量制を導入している団地と、定額制を導入しているものがあります。

従量制を導入しているのは、始良ニュータウンと、ホームタウン帖佐で、月額基本料金は、始良ニュータウンが千円、ホームタウン帖佐が千六百五十円となっております。これに、水道使用量に合わせて累進で単価を乗する計算方法が用いられております。

また、定額制を導入しているのは、朝日ヶ丘、南錦江団地、みさと台であり、月額でお示ししますと、朝日ヶ丘の場合、個人住宅で一戸当たり三千五百円、南錦江団地が一戸当たり三千円、みさと台が一人世帯で二千三百円、二人世帯以上で二千七百円であります。

このほかに、月額千円の積立金を徴収したり、別荘として使用している家等の金額を変えるなどの対応をしている団地もあるようです。

次に、四問目の子育て支援の環境整備を求めるについての一点目の御質問にお答えいたします。

始良市におきましては、入所選考基準及び入所可能な期間に関する内部規定に基づき、入所案内を行っておりますが、この内部規定では、児童の養育を行う母親の妊娠中及び出産後の入所可能な期間は、労働基準法に定めた産前産後の就業禁止の期間を準用し、出産予定日の六週間前から出産後八週間としております。

また、現在入所している児童に関しては、国の定める「保育所保育指針」における三歳以上児の保育にかかわる配慮事項として、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながるようにとされたため、この年齢を準用して、育児休業を開始する日の属する年度の四月一日において児童の年齢が三歳に到達し、かつ、その保護者が保育所への継続入所を希望されたときは、同法の定める育児休業の取得できる期間を準用し、育児休業を取得することとなった対象の出生児の年齢が一歳に到達する日までの間に限って継続入所を実施しております。

ただし、これらの入所期間を超えて保育することが困難である場合には、それを証する書類及び保護者から聞き取りした内容に基づき、入所期間の延長を行っております。

今後、保育指針等に基づき、入所要件等の適切性を検討していきたいと考えております。また、窓口での応対につきましては、その制度の趣旨に御理解いただけるよう、きめ細かな説明に努めたいと考えております。

二点目の御質問にお答えいたします。

始良市の設置する保育所の待機児童につきましては、小山田保育所及び加治木保育所において、それぞれ三人、帖佐保育所においては、五人の待機児童が登録され、大楠ちびっ子園及び重富保育所では、待機児童の登録はございません。

三点目の御質問についてお答えいたします。

本市におきましては、社会全体として少子化の流れを変えるための集中的・総合的な取り組みを定めた「次世代育成支援対策行動計画」に基づき実施することとし、本年度は、私立の認可保育所の法

定定員を本年度四月に六十人増員し、また、十一月にも三十人を増員したところでございます。

今後とも、各地域の就学前児童数の推移などにより、きめ細かく保育需要の動向の把握に努め、保育所の増改築・定員変更及び定員の弾力化による受け入れ児童数の拡大を図っていききたいと考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 一問目のスポーツ少年団の支援策についての御質問にお答えいたします。

スポーツ少年団は、ただ単に競技力や技能を高めるだけでなく、道徳心を高める「社会活動」や人間形成や仲間づくりを行う「文化活動」、団の活動の意義を理解し、学習するための「学習活動」など、七つの領域にわたる活動に努めなければなりません。

近年、その趣旨を外れて、過激な練習により競技力の高さのみを追い求める傾向も見受けられることから、スポーツ少年団の指導者に対して、子どもの発達段階に関するスポーツ理論や人間の体の科学的な分析、コーチ学に関する理論などの講習会を来年度以降に計画しているところであります。

以上で、答弁を終わります。

○一番（本村良治君） これで私の質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで本村良治議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後 一時 九分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

一般質問を続けます。

次は、一八番、玉利道満君の発言を許します。

「一八番玉利道満君登壇」

○一八番（玉利道満君） 私は、新たに制定される始良市総合計画について質問をいたします。

さきの議会において始良市総合計画審議会条例が制定され、またアンケートによる住民意識調査、地区別の行政座談会などが進められ、新しい始良市総合計画の策定準備が進められております。

六月議会におきましても多くの同僚議員がこの問題を取り上げ、市長の見解を伺っておりますが、これらも踏まえて次の点について伺います。

始良市総合計画の策定に当たって市長の基本的な考え方を伺いたい。

一点、合併に当たって、「新市まちづくり計画」が承認され、その詳細かつ具体的内容については、新市において策定する総合振興計画にゆだねるとしてあります。

まず、総合計画策定の根拠とその必要性についてどのように考えているか伺います。

二点目、総合計画の計画期間についてどのように考えているか伺います。

三点、市長は「新市まちづくり計画」を常に意識してまいりますとして、新市の総合計画策定に着手されましたが、策定に当たって市長の方針について伺います。

四点目、新総合計画が策定されるまでの間、暫定的な計画が策定

されると考えられますが、「新市まちづくり計画」における財政計画との関連についてどのように考えているか伺います。

五点目、計画策定の作業進行計画について伺います。

以上について、市長の答弁を求めます。後は質問席から質問をいたします。

「市長笹山義弘君登壇」

○市長（笹山義弘君） 玉利議員の御質問にお答えいたします。

一問目の始良市総合計画の策定についての一点目の御質問にお答えいたします。

総合計画とは、自治体の中長期的な方向性を示す計画書であり、行政運営の総合的な指針となるものであります。この計画の範囲において、各種の個別計画が協議され、また具体的な事業計画が策定されることとなります。

なお、計画については、地方自治法第二条第四項において、市町村に「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」の策定義務が課せられております。

二点目の御質問についてお答えいたします。

始良市としての総合計画は、従来よりも短い期間を設定し、将来予測をより現実味のあるものとするのと、市民の皆様の施策への期待を反映できるように期間設定を考え、今回は平成二十四年度から平成三十年度までの七年間を計画しております。

最初の三年間を前期計画と位置づけ、必要に応じて前期計画の最終年度である平成二十六年途中で、総合計画の一部見直しを可能とすることとしております。その後、四年間を後期計画期間とし、平成二十九年度に次の総合計画策定に着手することにしたと考えて

おります。

三点目の御質問についてお答えいたします。

さきに述べましたとおり、総合計画は始良市の行政運営の総合的な指針となる計画であります。私は、市長として合併協議会において承認された「新市まちづくり計画」に盛り込まれた内容を尊重しつつ、同時に、今回行いました住民意識調査や行政座談会での御意見等を通して見えてくる始良市としての方向性や課題、私の公約を基本に、始良市としての一体感の醸成に配慮した計画、始良市全体を見据えたバランスのとれた計画の策定に努めてまいります。

四点目の御質問についてお答えいたします。

始良市としての行政施策を検討するためには、財政計画、すなわち将来的な市の財政状況を常に念頭に置いておかなければなりません。しかしながら、旧町のとくに比べ、合併協議によるサービス水準やその範囲の変更や、県からの事務移管に伴う経費、福祉分野における扶助費の増加、始良市全体を見据えたハード・ソフト事業の両面に係るバランスのとれた施策を実施する必要があります。

このような状況下の中、市民の皆様の始良市に対する期待にこたえていくためには、施策について常に費用対効果を問いかげながら、経費の節減に努めて、行政サービスのあり方を見きわめ、事業の集中と選択及び優先順位を検討し、同時に行財政改革を推進していく必要があります。また、今後予想される地方交付税額の減少や税収の伸びが見込めない状況下においては、財源確保の強化が必要となり、行政サービスに見合った使用料・手数料の検討や、新規滞納者を生み出さないための予防措置や納税相談、債権確保のための行政措置などにも力を入れていく必要があると考えております。

五点目の御質問についてお答えいたします。

今回実施したアンケート調査の集計結果や実施済みの行政座談会の結果を踏まえた審議会を来年一月に開催する予定であります。

また、行政座談会については、引き続き始良、加治木地区において一月下旬から二月上旬にかけて開催し、市民の皆様からの御意見や御提言を伺うこととしております。

次に、これらの情報を材料として各部署に提供し、職員相互で共有しながら、基本構想・基本計画の素案を検討してまいります。また、同時に各分野ごとの施策について市民との意見交換会を行い、計画案に盛り込む内容を検討していくこととしております。最後に、これらを経て作成した計画原案は、パブリックコメント等を経て最終調整し、審議会へ諮問し、協議を経て答申された結果を反映したものを最終的に総合計画と位置づけ、平成二十三年の十二月議会上程の予定であります。

以上で、答弁を終わります。

〇一八番（玉利道満君） ただいま、答弁をいただいて流れが大體わかってまいりましたけれども、まず、第一点目の総合計画策定の根拠ということでお尋ねを申し上げましたけれども、回答では、自治法第二条第四項ということを上げられて、地域における総合的かつ計画的行政の運営を図るための基本構想の策定義務があると、こういうことですよ。だから、ここが一つの根拠だと。しかし、これはさらに、基本構想を定めるためには、市町村はその事務的な処理をするに当たっては、議会の議決を経てというのがあるわけですね、策定しなければならないと。ですから、基本計画を策定する大きな義務づけというのは、まず、行政の運営方針として策定をし

たら、それを議会の議決を経るんだと、これは義務づけられておるわけですね。

これは、十分御承知のことだと思いますが、昨今の自治法の改正、地域分権の改定ではこの基本構想を定めるといふ地方自治法が改正されていると。そして、今、衆議院で継続審議中だということ、現在においては、まだその前の自治法が生きてるわけですね。しかし、これは早晩、継続審議がなされて可決されると、この改正の中では、義務づけの項がはずされるわけですね。

だから、極端に言えば、つくってもいいし、つくらんでもいいということになるわけです。ということが想定された場合に、市長は、もし仮に、それが継続審議になっているのが通った場合です、改定された場合に、市長はこの総合計画をつくる必要があると考えられるのかというのが一つですね。

それからもう一点は、それは必ず議決をしなければならぬというふうにご考慮しておられるのか、この二点お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 我が国は、民主主義にのっとり二元代表制をとっているわけでありませう。そういうことを考えたときに、この総合計画というのは、作業としては、行政がいろいろな御説明申し上げました過程を経てお示しするわけでございますけれども、その過程においては、当然二元代表制でございますから、議会の承認をいただく、合意をいただくということの作業は必ず必要であるというふうに思います。

そういうことで、この総合計画というのは、位置づけ的に行政が一方的につくるということではなくて、自治体としての総合計画でありますから、そういう意味で御理解いただきたいというふうにご

います。

○一八番（玉利道満君） ただいまの答弁で、もし義務づけがはずされても総合計画はつくる、そして、その総合計画については必ず議決を必要とするという解釈ということによろしいかと思いますが、大体、議会の議決を要するというふうにご規定されたことを考えると、今、市長のマニフェスト選挙というのは、非常に盛んということ、今、重要な政策提言なんですよ。このマニフェストという政策提言を議会と共有するということが一つであろうと。だから、市長がいろんなことを考えてるときに、このマニフェストを総合計画に盛り込む、それを議決をするということが、一つの執行部と議会との共通の話題になるのかなあというふうにご考えております。

もう一点は、今、首長の話題がいろいろ新聞紙上をにぎわしておりますけれども、独善的な、いわゆる行政の手法がまかり通ることのないように、お互いに協調していく、これがあるだろうと。

もう一点は、行政の恣意的な選択がなされてはいけないと。政策はたくさんあるんだけど、恣意的にこの行政を押し進めるといふのは、やはり行政のひとり歩き——暴走と言うのはおかしいですけども、行政がひとりどんどん走るといふんじゃないかと、議会と相まって進むということが、今、市長が答弁されたとおりのふうにご考えております。

ぜひひとつ、義務づけがはずされても、今市長が答弁されたように、この二つのことはしっかり実施していきたいと、こういうふうにご考えております。

二点目に移りますが、総合計画の期間についてお伺いしましたけれども、従来の総合計画の計画期間というのは、十年スパンをし

て、五年を中期計画、短期的には実施計画というようなことでやってきたと思っておりますし、また、合併協議会のまちづくり、新市まちづくり計画ですか、これも十年スパンでやつとるわけですね。

しかし、ここで市長が七年とした根拠ということ、将来予測をより現実味のあるものにするということ、それから、前期計画と後期計画に分けて、そしてその一年間を準備期間とするという七年間のスパンを立てられたと、これは非常にすばらしいことだというふうに考えております。というのは、首長の選挙というのは四年です。で、四年の中で何をやるのか、あるいは、よしんば続けられれば、その政策は続けていくわけでしょうけれども、途中で交代があったというような場合には、次の人のいわゆる公約をどこに盛り込むか、という等々考えると、大体四年で区切って次の見直しを可能にするということは、非常に計画としてはすぐれたものではないかなと、こういうふうに評価をしております。

そこで、この計画の中に、答弁では、三年間を前期計画とする、後の四年間を後期計画とするという、七年間の総合計画がなされておりますけれども、この前期計画、後期計画を含めて総合計画とするならば、これは議決の対象になるかならないかですね。これは、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

この、総合計画でございますので、全体を総合計画ととらえましておるわけでございます。当然、審議の対象になるうかと思えます。ただ、実態に即してと言いますか、議員御指摘のとおり、前期・後期と分けて実効性のあるものにしていきたいということが意図でございます。

○一八番（玉利道満君） 今までの総合計画というのは、抽象的な文言が非常に並んで、それは総合構想、そして計画となされたものはある程度、一番基本に沿ったものの政策の位置づけというふうにしてあったわけですが、今回のものについては実態のあるものにしていきたいという答弁でございますので、かなり総合計画の中に政策がどどん入ってくるというものの総合計画だと、こういうふうに理解しておりますが、例えば、今までにそれぞれの部長あるいは市長も答弁されたように、いろいろな問題を総合計画の中で検討していくという答弁がたくさんあるわけですね。

例えば、弓道場の整備、加治木図書館を中心軸とした文化ゾーンの整備、最終処分場の閉鎖事業、京セラの研修場所の活用、体育館、体育施設の検討、農道の格上げ、ざっと私が拾い上げた分でも、こういういろいろな問題が出てきますが、これは総合計画の中で考えると、入るものもあれば、入らないものもあるし、その実施の年次は別として、そういう具体的なものが入ってくる総合計画を議決の対象になるというふうに理解をしております。

そういうことで、この総合計画の七年間という計画は非常に画期的なものであるということと、それから、ほんとうに実効性あるものとするものをつくるということについては、私は非常に新しい始良市のためには画期的なものだと、こういうふうに評価をしたいと、こういうふうに考えております。

三番目でございますが、総合計画に当たって、市長の方針はどのような方針であるかということと、申し上げましたけれども、まちづくり計画それから住民の意向調査、あるいは市長のマニフェスト、こういうものを中心として考えたいという、これが方針であります。

これはよくわかりました。

そうすると、もう既にアンケートあるいは審議会の設置あるいは座談会の開催、これはもうスタートしているわけですね。これはもう早目にスタートしなければできないわけですから、スタートしてもう既に始まっていると。

そういう総合計画をつくることを前提に、いろいろな仕事が始まっておりませんが、市長のこの方針を受けて、例えば、どっかの企画なら企画でしょうか、部署が総合計画を策定する、いわゆる仕事の段取りをせんないかんわけですね。そうすると、その仕事の段取りがばらばらであってはいけないと。だから、市長のこの方針に従って、こういうふうには総合計画はお互いに話をしていきましよう、あるいはこういう方向でいきましようという、いわゆるその要綱といましようか、仕事の進め方の基本的な考えをある程度文書化して、そしてそれを職員に周知させて、これは、あした座談会やりますよと。この座談会については、こういうことを中心にして聞いていきましようとか、そういういわゆる方針というのが、市長の大きな方針を受けて、さらにそれを実行あらしめるものについての方針っていうのがやっぱり出てこないか、これはもう意思が統一されないだろうと、こういうふうを考えております。

この総合計画をもう既にスタートしておりますが、このスタートに当たって、そういう具体的な方針っていうのができておるかどうか、これをお伺いしたいと思います。

○企画部長（甲斐滋彦君） 総合計画の基本的な策定の方針ですが、既に計画は策定しております。

ただ、今アンケート調査、それから行政座談会等の結果を集約し

まして、庁舎内においては、来年の一月に策定委員会というのを設けます。このときに具体的なスケジュール等を示して、作業を進めることにしております。現在も既に行政座談会、それからアンケート調査については、庁内のほうの各関係部に流しておりますので、当然課題として各部がとらえて、準備をされているということでございます。

○一八番（玉利道満君） 市長の方針を受けて、企画部では、文書化されたものがあるということですね。それでよろしいわけですね。

で、そういうものがないと、恐らく方針がばらばらになるだろうと思うわけですが、今までの一般質問の中でも、ばらばらと出てくるわけですね。ですから、やっぱり基本的なものがあれば、それを市長の方針を受けてこういう方針であるということを、ある程度、例えば座談会するときでも示していただくと、座談会がうまくいくんじゃないかなと思っております。

例えば、先般山田地区でも座談会がございましたけれども、非常に活発に意見が出たわけですが、座談会があるからぜひ市長も出席されるので、今まで問題点を市長にいろいろお話をして、活性化につなげようというようなことで出席を、また大方の皆さん出られたわけですが、そこで総合計画ということは、余り一般市民の出席した方々には映ってなかったんじゃないかなと思うわけです。

そうするから、こういう総合計画つくりますよと、皆さんの意見を取り入れてこういう町をつくりましよう、だから総合計画をつくるんですよ。総合計画をつくるに当たっては、こういうこと、こ

うということ、こういうことを皆さんの意見をお願いしたいというのが、前面に出てくるといいんでしょうけども。

例えば、アンケートをとりましたら医療福祉分野、こういうのが出ました。これについてどうでしょうかという、一段階先の設問がなされていると。だから、これはやっぱりもつと総合計画をつくりますと、総合計画というのはこういうものですと。だから、皆さん方に提言をいただきたいというようなことで、段階を踏むともつといいのができるんじゃないかなと、こういうふうに感想を持っております。

そこで、今までの一般質問の中で、市長は「コンサルタントを入れないのか」という質問に対して、「コンサルタント等の外部委託は行わない。市長を筆頭に職員が総合計画の策定に全力を挙げて取り組む」という答弁がなされておるわけです。これは、非常にすばらしいことだと私は思っております。職員の士気を高める、それから力量を発揮できる、こういう場が与えられるわけですから、非常にすばらしいことだと、あるいはまた、これは自立の第一歩かなと思っておりますが。

私が考えるのは、そういうことを土台にして、さらにやっぱりこの力量がある、あるいは幅広いこの経験を持った人がおるだろうと、コンサルタントが。だから、従来の総合計画の策定なんていうのは、ある程度丸投げしとったわけです。だから、それはやらないんだという、これはもうわかります。

しかし、自分たちでつくるといのは、非常にすばらしいことなんだけれども、ある視点から見ると、あまりその地域に立脚し過ぎてるんじゃないかとか、あるいは広い観点が欠けてるんじゃないか

とか、あるいは全体的に考えたときにその比較する指標はないかとか、そういうものがたくさんあるだろうと思っております。

ですから、私はこの総合計画というものをより高いものにするためには、経験豊かな専門家に助言を求めるといふことも必要ではないかなと、そのための予算を組んでもいいんじゃないかなということを考えておりますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 企画部が所管してつくりますので、今議員が仰せのとおり、そういう専門家の方々からの助言があれば、よりよいものができると自分は思っておりますが、それについては、そういう御発言があったということで検討していただくものと思っております。

○一八番（玉利道満君） 企画部長は、そういう「検討してもらっていただくもの」というふうに答弁されましたが、市長はいかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） この審議会の中にもより専門性のあるということ、外部者からそういう専門的な立場の方も当然入っていただくということにしております。そういう観点から、このところは大切な部門でございますので、しっかりと各方面からお知恵いただけるような方策をとっていきたいというふうに思います。

○一八番（玉利道満君） 審議会等も非常に重大なことです、やっぱりプロはプロなんです。全国的な視野に立って、そして始良市を将来どのようにするかというデザインをつくるというプロはおるわけです。だから、やっぱりそこあたりは自分たちでやるということをあくまでも主体にしながら、遠慮されなくて、この総合計画の策定については、予算を組んで委託されたほうがいい、委託と

どうか、そういう助言を委嘱されるほうがいいんじゃないかなとは思っております。

市長はそのように考えられるとおっしゃいますので、ぜひ新年度についても、そこあたりは十分配慮していただきたいなというふうに考えております。

次に、四項目になりますか、総合計画が策定されるまでの間、暫定的な計画が策定されると、こういうことですよ。だから、「二十二年度は、市長は従来の旧三町の自主計画を下敷きにして予算を編成する。二十三年度は、それにプラス私のマニフェストを入れながら考える」と、そういうことですね。だから、二十二、二十三はそれでいいわけです。で、二十二を考えたときに、我々が合併協議会でいろいろ新市まちづくり計画というのを検討したわけです。

そうすると、具体的なことについてはほとんど触れられていないですけれども、唯一触れられたのは財政計画なんです。具体的な数字が上がってきたのは財政計画、これが一つです。全編を通じて。

そうすると、そのときの財政計画の二十二年度の歳入合計というのは、二百十九億三千万円なんです。これが、我々が新市まちづくりに当たって必要な経費であろうという算定をしたわけです。二十二年の新市の当初予算になります。始良市の当初予算は二百六十四億円なんです。そうすると、新市になって、こういうことでやりましょうというのが二百十億円、実際予算組んでみたら二百六十四億円、その差が四十四億七千万円。だから、私どもがみんな合併協議会で集まって、計算をした数字が二百十億円でおさまるだろうというところで計算をした。これは、あくまでも計算だったかもしれないけれども、それが大きく膨れ上がったわけです。ここあたりはや

っぱりどこに原因があるのかなということ、やっぱり押さえておかないと、次の市長は交付税の減少が当然あるわけですよ。交付税の減少、税収の、いろいろ挙げられます。財源は非常に厳しいと。しかし、実際やっぱりふたをあげてみたらこんなに足らなかったと。だから、補正を組んで、一番最後の決算を見ると、恐らく五十億円ぐらいになるんじゃないかなと思っておりますが、どうしてこんなに大きなそこがあったのかということ、やっぱりここである程度考えておかないかと。で、理由ははっきりわかっているのはたぐさんあります。そこあたりをこれはこういうことで、やっぱりそこがあったというのを明らかにしておいたほうが、次の総合計画に移るために非常にいいんじゃないかと、こういうふうに考えております。

そこで、新市まちづくり計画で策定をした財政計画と、今の始良市の現状、これにどこにこのいわゆる問題があったのかということの一つここで検証をしておきたいというふうに考えております。この大きな差額が、どこでなぜ発生したのかということを大まかで結構ですので、お聞かせ願いたいと思っております。

○総務部次長兼財政課長（花田實徳君） お答えします。

新市まちづくり計画につきましては、平成十九年度を基準という形で策定しております。今回の二十二年度の当初予算等の比較でございますが、これにつきましては、国のほうの子ども手当の補助の関係、それと生活保護経費、これも新市になると福祉事務所がでさるということで、生活保護関係はある程度は見ておりましたが、それを上回ったということでございます。

それと、公債費で旧加治木町の文化会館の建設事業の借換債、陶

夢ランドの整備の借換債、こういったもの等が出てくるわけですが、そのほかにまちづくり計画の中では、歳入のほうで見えておりませんでした繰越金と繰入金、交付税も多分年々、その時期の状況を見ると下がる傾向でございましたので、交付税等も下がるだろうということ、年々減少の傾向で見えておりました。

しかし、今回合併とともに政権も変わったということで、交付税等が若干伸びてきている。そういったこと等が歳入の増というふうにつながっております。

また、歳出についても、そういった今申し上げましたようなことが歳出にも影響してるわけですが、特に人件費と補助費等の格差があるわけですが、そういったところについては、旧三町では一部事務組合、消防と衛生処理組合がございましたが、ここにつきましては補助費等で、一応運営費を含めた補助費等ということで負担金として納めておりました。今度、市になった関係で一つの組織になりましたので、その分が人件費、職員等の給与については人件費というところで見るようになりましたので、その分が人件費がふえて、補助費等が減になったという状況でございます。

以上でございます。

○一八番（玉利道満君） 新市に移るに当たっていろいろな経費、あるいは市債の増加等々よくわかる点もありますけれども、合併当初の試算というんですか、十年のスパンでこうずっとやってきたんですが、これは途中からずっと下がるわけです、下がっていくわけです。歳入が下がっていく。そうすると、これは行政改革といいたいでしょうか、これは今大綱ができてるかどうかわかりませんが、これはこの総合計画とそれから行政改革の関連といいたいでしょうか、これは

やはり相当密接に絡めないと、恐らく財政計画というのはできてこない、こういうふうを考えておりますけれども。

その先般の同僚議員の質問では、行政改革大綱というのが、改革がまだ進んでないような答弁でございましたけれども、この行政改革の進め方と、それから総合計画の進め方とどのようにドッキングさせていくのか、このあたりの新しい協議の場ができるのかどうか。そこあたりは、どのようにお考えでしょうか。

○行政改革推進室長（木上健二君） 行政改革のほうから申し上げます。

行政改革としましては、現在先般から申し上げましたように、現在大綱の素案を策定中でございます。二回の行政改革推進会も開催しまして、委員の皆さんからもさまざまな意見をいただいているところでございます。

近々素案を策定し、議会の皆様にも報告を申し上げますが、大綱の素案の中におきましては財政の健全化という形で項目を掲載しております。その中で、財政運営の目標設定ということやら、自主財源の確保、そういうものを方針として掲げております。

総合計画との整合性につきましては、庁内の組織とする行政改革の推進本部会議の中でそれぞれ素案をもんでいただき、また職員全員にも一応配信をしております。それぞれチェックをしていただいております。そういうことから、今後もそういう進め方をしながら総合計画との整合性を図っていきたいというふうに考えております。

○企画部長（甲斐滋彦君） 総合計画の中でも、新市まちづくり計画でも示されたとおり効率的な行政運営によるまちづくりということで、効率的な行財政組織の確立と開かれた行政の推進という項

目がございます。これ等をもとにしまして、総合計画の中にも当然そういうことを盛り込みますし、審議会の中でも当然それをすり合わせといましようか、合致するような計画をつくってまいりたいと考えております。

○一八番（玉利道満君） 組織上は別々に走るわけですよ。総合計画と行財政改革ですか、組織が二つ走っているけれども、実際には連携をとりながらやりますとこういうことですよ。そうすると、例えば今現在別々に走っているような感じですよ。そうすると、その打ち合わせというんですか、プロジェクトっていうんですか、そこあたりはできておるのかどうか。組織的に行財政改革の推進と総合計画の推進とどこでうまいぐあいに話し合いながら進めていくのかという、いわゆるそのプロジェクト的なものが現在も行われているのかどうか、そこあたりはいかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） ただいま行政のいろいろな進め方につきまして、定期的に部長会というのを持っております。その中で、必要があればそれが本部会議に切りかわったりしまして、各課に密に連携をとるようにということで、その部長会の中でもみまして、そういうことで進めておりますので、議員御指摘の点については、今後その中で十分に注意して進めていきたいというふうに思います。

○一八番（玉利道満君） 十分に連携を進めていかれるということであればそれで結構でございますが、例えば、まちづくり計画を受けて総合計画をつくりますよと。これこれこれやりますが、予算がありますかと。それは行財政との連携は、これはこれで押さえなきゃいけないというふうなものも出てきます。それは、その部長会の中で連携ができればそれで結構だと思いますけれども、私はやっぱ

り総合計画をつくるということになれば、そこあたりの連携をもつと密にするためには、総合的な、来年度から始まるわけですから、総合計画策定委員会みたいなのが部内でできるだろうと思えますけれども、そこあたりの今後のスケジュールっていうんですか、これを今からお聞きをしたいと思っておりますけれども。

五番目になりますが、総合計画策定の作業工程でありますけれども、二十三年度までに策定すると、そして二十三年度の十二月の議事に提案をすると、こういうことになっておりますね。そうすると、このあと一年間のスケジュールがありますけれども、市長は大まかなことを言われましたけれども、細かにいわゆる作業工程っていうのができてこないとおかしいと思うんです。何月まではどういう項目が要ります。何月まではどういう項目が要ります。そしてアンケートの集計はここでやります。審議会はここでこういうことを諮問します。という作業工程が、一年もう既に始まっているわけですから、その作業工程にのっとってやらないとその作業が狂ってしまふ。そういうことが必要だと思えますけれども、そういう具体的な作業工程が作成されているのかどうかお伺いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいま議員仰せの策定工程ですけれども、総合計画策定スケジュールというのを定めて、これに基づいてそれぞれ作業進めているところでございます。

○一八番（玉利道満君） 作業工程ができてるということでございますので、それで結構だと思いますが、できたら私どもにも、作業工程がもし配付が可能であれば配付をしていただいて、そしてそれと一緒にいろいろな質問なり、検討なりを、要望なりを申し上げたいというふうにも思っています。後ほどもし配付が可能であ

れば、いただきたいと思っております。

それから最後になりますが、二十二、二十三は実施計画でいきま
すよね。二十四は総合計画に反映した実施計画ができる。これは、
ダブリますね。そうすると、二十三はもう便宜的には、便宜的には
つていうのはおかしいんですが、カットのなもの、二十三は若干政
策が加味されたもの、二十四からは総合計画に基づいたもの、こう
いうことになります。そうすると、実施計画は、今先日の答弁では
「二月まで実施計画策定しております」いうことでございましたけ
れども、その実施計画は何年度分の実施計画を作成しておられるの
かお伺いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） 実施計画につきましては、三年の実
施計画を現在のところ策定しております。二十三、二十四、二十五
です、暫定的につくっております。

○議長（兼田勝久君） 答弁は、進行表というか、作業工程表を
含めて、議長からも提出するように申し添えますが、そのことも含
めて答弁してください。

○企画部長（甲斐滋彦君） 作業工程のスケジュール表を配付い
たします。

○一八番（玉利道満君） 今、実施計画というのは新たに言葉を
出しましたけれども、総合計画は前期計画、中期計画、それは年度
もわかりました。そうすると、それを実現するための一つのいわゆ
る本場の薬と、それ実施するための工程として実施計画があります
と。実施計画の二十二年はわかりました。そうすると、二十三年か
らって言われましたかね、二十三、二十四、二十五、実施計画案を
つくりますと。そうすると、二十四、二十五は総合計画の中に入り

ますので、二十三年度をつくって二十四、二十五は総合計画ができ
たらそれを受けた形の実施計画になると、こうなりますね。そうす
ると、総合計画は議会の議決ということで決まりましたので、いわ
ゆる二十四、二十五、二十六、これはその総合計画を受けたものに
実施計画というのは当然関連して変更されていくと、こういうふう
に理解してよろしいですか。お伺いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） 先ほど申しました実施計画は暫定的
なものでございますので、総合計画が二十三年度になりますので、
それを受けてまして、二十四、二十五、二十六は総合計画に基づく実
施計画となります。

○一八番（玉利道満君） それじゃ、暫定的は実施計画であるの
で、当面完全に生きるのは二十三、二十四、二十五、二十六は総合
計画を受けて見直すということになりますね。わかりました。

以上で終わります。

○議長（兼田勝久君） これで、玉利道満議員の一般質問を終わ
ります。

しばらく休憩いたします。

午後 一時五十八分休憩

午後 二時 五分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、六番、湯之原一郎議員の発言を許します。

「六番湯之原一郎君登壇」

○六番（湯之原一郎君） 十一月二十一日、日曜日、日本一の巨

樹、蒲生の大クスがそびえ立つ蒲生八幡神社と蒲生小学校校庭を舞台に始良市誕生記念、日本一大楠どんと秋祭りが開催されました。天気にも恵まれましたが、例年になく大勢の人出でにぎわってありました。農産物の品評会には、蒲生地区以外からもたくさんのお品があったようで、始良市の秋祭りとしてたくさんの方々に楽しんでいただけたのではないかと思います。これも合併効果の一つのあらわれではないかと大変うれしく思ったところであります。

それでは、さきに通告しておりました三点について、順次市長に質問してまいります。

まず、質問事項一、農業政策について。

平成二十二年も残りわずかとなり、農業面でこの一年を振り返ると波乱含みの一年であったと言えるのではないのでしょうか。宮崎県に端を発した口蹄疫は、畜産業界のみならず市民生活にも大きな影響を及ぼし、終息後も家畜市場価格は低迷し、その影響はまだおさまっていないのが現状のようであります。また、本市の基幹作物である水稲は、かつてない価格の値下がりと天候不順による下位等級米の割合が高く、あわせて収穫量減により収入の大幅な減少で、稲作農家は支払いの重なる年末へ向けどう対処するのかという現実問題と、将来への展望が描きにくい水稲経営に来年以降どう取り組むか迷っている農家も少なくないようであります。

それに、追い打ちをかけるように、TPP環太平洋戦略的経済連携協定が提起され、農業に及ぼす影響ははかり知れないものがあり、食料自給率の改善どころか、日本農業の存亡の危機が取りざたされております。農業、農村は、食糧生産の役割ばかりでなく、気象災害の多いこの国土において災害の防止や水資源の涵養、あるいは住

民に心の安らぎや憩いの場を提供するなどの多面的な機能を持ち、将来予測される世界的な食糧不足に対処するためにもこの危機を乗り越え、農家が生産を維持し、生活ができるようにしていかなければならないと考えます。以下の事項について、お伺いいたします。

質問要旨一、年末を控え、資金繰りに不安を抱える農家も少なくないと考えます。戸別所得補償モデル事業の支払いについてどうなっているのかお伺いいたします。

質問要旨二、TPPに日本が参加することになった場合、本市農業への影響をどうとらえているか。また、その対策についてどのようなことが想定されるかお伺いいたします。

質問要旨三、今後、水田農業を維持継続するために行政の立場で関与すべき施策について考えを伺います。

質問要旨四、「加工米」、「飼料米」の実績と次年度へ向けた取り組みについてお伺いいたします。

質問要旨五、集落営農組織が、市内に八組織設立されておりますが、組織運営上の課題についてどう把握されておられるのかお伺いいたします。

次に、質問事項二、住宅政策についてお伺いいたします。

新市まちづくり計画で示された主要指標の見直しの中で、始良市の人口は平成三十二年くらいまで年々増加することが予想されております。一方で、地域的には少子高齢化が著しく進展し、人口減少が顕著な地域もあります。始良市の均衡ある発展を考えたとき、住宅政策は人口の偏在を緩和するために、重要な要素になると考えられます。交通の利便性の高い人口集中地域では、民間による住宅開発が盛んに行われておりますが、そのほかの地域については、今後

も行政による各種施策により人口減に歯どめをかける必要があると考えますが、今後の住宅政策についてお考えを伺います。

質問事項の三番目、自治基本条例についてお伺いいたします。

総務常任委員会では、先般広島県三次市において「三次まち・ゆめ基本条例」について調査をいたしました。三次市は、平成十六年四月に一市四町三村が合併して誕生した市であります。市民が主体となって条例策定に取り組み、まちづくりのあらゆる段階で市民参加が推進され、市内十九地域でそれぞれに特色あるまちづくりが展開されている様子がうかがわれました。始良市議会でも「議会基本条例」の制定に向け取り組みを始めておりますが、「自治基本条例」の制定について市長の考えを伺います。

以上、一回目の質問です。後は質問者席から行います。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 湯之原議員の御質問にお答えをいたします。

一問目の農業施策についての一点目の御質問にお答えいたします。本事業の支払いにつきましては、一部新聞報道でもありましたように、年末支払いが行われるとのことですが、本市におきましては、申請期間中に口蹄疫が発生し、ほとんどの農政業務が停滞する異常事態となりました。国もこのような事態から、口蹄疫で影響を受けた地域については、本申請を八月末まで延長したところであります。始良市としましては、農家の申請から国の交付までの事務手続を完了させるのには、余りにも短期間であることから、十二月の支払いは無理であると判断し、先日広報誌に掲載したところであります。これにつきましては、近隣市町も同様の判断をされているようにで

あります。つきましては、加入農家の皆様に対しては大変心苦しく感じますが、三月支払いを予定しておりますので、御理解いただくようお願い申し上げます。

二点目の御質問についてお答えいたします。

T P P に日本が参加した場合、食料供給県と言われる鹿児島県に甚大な影響が出ることは確実であり、先日、県が公表した試算では約五千六百億円の損失が予想されるということです。本県基幹産業の農業が大打撃を受ければ、県内の各種業界に連動する形で多大な影響が出ることは、さきの口蹄疫の事例でも簡単に予想はできることと思われま

す。国もT P P に参加した場合において、農業救済施策や各支援事業を打ち出してくると思われま

すので、動向を注意深く見守りながら、農業者の方に速やかに情報の発信ができるように努めてまいります。

三点目の御質問についてお答えいたします。本市の耕地面積の約八割は水田であり、本市の農業施策の根幹となるものは水田を有効活用することであると認識しております。現在取り組んでおります戸別所得補償モデル事業、自給率向上事業、集落営農活動の推進などに努め、水田の効率的な利活用、裏作の推進等による農家所得の向上を図っていきたくと考えております。

四点目の御質問についてお答えいたします。

本年度、始良市におきましては、「加工用米」・「飼料用米」に積極的に取り組んでまいりました。農家の方にとりましては、主食用米と栽培技術の差異がなく、非常に取り組みやすい、しかも助成単価の高い作物でありましたので、推進については、比較的理解を得られたものと認識しております。本年の栽培面積は、「加工用

米」二十四戸で十九・五ヘクタール、「飼料用米」二十戸で十九・三ヘクタールでありました。次年度の取り組みにつきましては、今年度の反省点を十分生かしつつ、契約先の意向、販売量・価格の早期設定や迅速な情報発信、また関連機関の協力をいただきながら推進していきたいと考えております。

五項目の御質問についてお答えいたします。

現在、市内には、八つの集落営農組織がございますが、それぞれの組織がそれぞれの課題、悩みを持っていることは認識しております。例えば、組織運営の停滞や構成員の高齢化、集落営農活動に対する共通認識の一体感の問題など、各組織ごとの課題があるようであります。集落営農組織は、参加者全員の合意形成と自発的運営が大前提でありますので、行政が積極的に介入し、組織運営の自主性を阻害することは問題であると考えますが、行政と組織が常に連携し、行政は後方支援を行うという方法が適当ではないかと考えます。集落営農組織が形成されるには、ある程度の時間が必要でもあることから、機会あるごとに集落へ出向き、現状と課題を検討し合い、健全な状態の集落営農組織が運営されるための支援を行いたいと考えております。

次に、二問目の住宅政策についての御質問にお答えいたします。

さきの桃木野議員の御質問にもお答えいたしましたように、始良市の公共住宅のあり方につきましては、来年度策定予定の住宅マスタープランの中で、位置づけをしていきたいと考えております。

次に、三問目の自治基本条例についての御質問にお答えいたします。

さきの六月議会でも申し上げましたが、自治基本条例とは、市民

の皆様の参画と協働によるまちづくりに関する権利と責任、市議会の役割と責任及び行政の責任などを明記することで、地方自治体のまちづくりに関し、最も優先する条例であると認識しております。また、市民と議会と行政の三者がそれぞれ情報を共有することにより、市民の皆様がまちづくりについて考え、活動や施策について、もっとかかわりを持っていただくことが、自治基本条例の理念と考えております。

現在、総合計画の策定作業を進めておりますが、「共生・協働によるまちづくりの推進」を柱とするこの施策の浸透を図ることが、始良市のまちづくりについての方向性を示し、条例制定にもつながるものと考えておりますので、市民の皆様の考えを十分に反映した総合計画策定に向け、努力しているところであります。そのため、自治基本条例制定につきましては、総合計画策定後、検討していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○六番（湯之原一郎君） それでは、一問目の農業政策についてから再質問を行います。

先ほど答弁の中にございましたように、戸別所得補償モデル事業の支払い時期については、新聞報道等では定額分の十アール当たり一万五千円は、年末までに加入農家に支払うとの情報がございました。農家も米の価格の大幅な下落、昨年はヒノヒカリの一等米の農協仮渡し価格が玄米三十キロ当たり六千六百円であったものが、ことしは五千五十円と実に千五百五十円も値下がりし、その上、不順な天候のせい、下位等級米の二等米、三等米が多く、二等米ではさらに五百円安い四千五百五十円、三等米では四千五十円という

泣くにも泣けないような価格になっております。

今年の等級格づけの状況はどうなっているか、昨年と比較した数字があればここでお示し願いたいと思います。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

まず、昨年度からの実績でございますが、始良市におきましては一等米が七―一％でございました。本年度が今の十一月二十六日現在でございますが、一等米が二三・六％となっております。

○六番（湯之原一郎君） 今の数字を聞いて、びっくりしております。

農家におきましては、年末にかけさまざま支払いが待っております。戸別所得補償の支払いを当てにしている農家もたくさんあると思われませんが、先ほどの答弁の中で「始良市として農家の申請から国の交付まで事務手続を完了させるためには、余りにも短期間であることから、十二月の支払いは無理であると判断した」とございますが、口蹄疫によって業務が停滞せざるを得なかったことは理解いたしますけれども、交付金支払い事務の中でこの部分で時間が足りなかったのか。

この手元に、農水省のホームページに載っております、この交付金支払いの事務の流れというのを持っておりますが、十月中旬までに市町村、地域水田協議会が農家ごとの作付面積を確認し、農政事務所にデータを送付する。九月中旬から十一月下旬について、農政事務所が農家ごとの交付対象面積を集計し、交付対象面積通知書及び交付申請書を作成し、これを十月中旬から十一月下旬にかけて農家に送付すると。それから、十一月上旬農家が交付申請書に捺印の上、農政事務所に提出する。十二月初旬から年末にかけて、この定

額分の一万五千円分の支払いは実施されるというふうに農林水産省のホームページに出ております。この一連の流れの中で、この事務の流れが滞ったのかお伺いいたします。

○農林水産部長（屋所克郎君） まず、昨年までの流れの中で、

県の水田協から市の水田協に振り込まれる時期というのは三月でありました。これ自体は変わってはいないと思いますが、本年度におきましては、十二月支払いということで動いておりましたが、一番の延びた原因といいますのは、作付確認のところの整合性が一番おかれているところでございます。二カ月おくれたということで、二カ月延ばしたということで、その部分が今になって影響が出てるということでございます。

○六番（湯之原一郎君） ということは、その農家ごとの作付面積確認が、これが十月中旬までに終わらせることになっておりますので、これが二カ月という十二月になります。それがまだ十二月になっても確認が終わっていないということなんでしょうか。

○農林水産部長（屋所克郎君） 一番最後に終わったのが、十一月二十六日で終わっておりますので、これからできるだけ早く国のほうへ申請をしたいと思っております。

○六番（湯之原一郎君） 十一月二十六日終了ということですが、私も、私はこの十一月二十六日夕方にラジオのニュースを聞いておりました。MBCラジオでしたけれども、そのニュースで県内でも戸別所得補償の支払いが始まったとの報道がございました。ちょうど一緒に農業の仲間もいたんですけれども、ほっとした様子で、この支払いがもらえるということを聞いたら、ほんとにがっかりするだろうと思っております。

先ほども申しましたけれども、いろんな支払いが重なって年内支払いを待ち望んでいる農家はたくさんいると考えますけれども、この支払い時期がおくれるという情報といえますか、いつ判断されたんでしょうか。

○農林水産部長（屋所克郎君） 先ほど申しましたように、口蹄疫の関係で二カ月申請が延びたという時点では、もう恐らくおくれるんじゃないだろうかという判断はしております。

○六番（湯之原一郎君） ちょっと、ほんとに農家の状況というのがわかっていらつしやるのかなと思えます。

先ほど広報誌に掲載したという答弁がございましたけれども、この広報誌というのはいつの広報誌だったのか、お答え願います。

○農林水産部長（屋所克郎君） 先ほど市長の答弁がございましたが、これはまだ皆さんのほうには届いてないと思います。十二月号でございます。

○六番（湯之原一郎君） ほんとに、農家は困ってるんです。大方の農家が春先からいろんな準備をしていきます。肥料買って、農薬買って、さまざまな支払いがあるわけですけれども、その支払いは出来秋に支払いをしますからそれまで待っていてくださいと、農協とかいرونなどにお願ひして、出来秋のそのお金の入るのを待っているわけです。ことしはこのような状況で、米の価格がほんとに信じられないような価格に下がり、しかもその原因になったこの農家戸別所得補償の一万円、これは私はこの米の値下がりした大きな原因だと思えます。その原因になった一万五千元が支払われなるとなると、ほんとに農家はどうなるのか。もう言葉に出ません。

先ほど、広報誌に掲載したということではございますけれども、

一刻も早くその加入農家にことしはこういう状況で支払いがなくなりますと、そういう確実に知らせるべきだと思うんですが、この加入者数というのは始良市に何件あって、その農家のうち何%ぐらいなのか、そのあたりを教えてください。

○農林水産部長（屋所克郎君） この戸別所得補償制度に加入をされた方は、参加者が三百九十二名でございます。

○六番（湯之原一郎君） これぐらいの数字なら直接、封書でもいいですから連絡することは可能だと思います。ぜひ、それは早急にやってください。いかがでしょうか。

○農林水産部長（屋所克郎君） 一部の方にはそういう話もしておりますが、全員の方にそういう通知を可能な限りやってみたいと思います。

○六番（湯之原一郎君） 先ほどから申しますように、農家というのは年末に資材等の決済時期とか、かなり資金繰りに奔走する時期なんですけれども、資材等の決済時期の延長とか、資金繰りに対する支援を希望する農家も少なからず出てくると思えますけれども、何とかしてその半分でもいいですし、何とかその救済措置が講じられないものか、あるいは、JAと協力してそういう資材等の決済時期の延長とか、資金繰りに関する相談とか、そういうことを受けるように救済措置は講じられないものなのか、そのあたりを御答弁願います。

○農林水産部長（屋所克郎君） 確かに議員が言われるように、この大変な米の値の下落ということがありますが、仮渡金につきましてはJAさんのほうでは、安いですけど二、三日後には支払いをされてるわけでございます。今、言われる一反当たり一万五千元に

つきましてのことでございますので、そこあたりはJAさんのほうに資材等の決済の延長というのはそのう話をしたこともございましたが、なかなかJAさんのほうでも特別にはできないというような返事をいただいております。作物については、米は特別に下がったわけでございますが、今までもそういうようなことはしたことがないというようなことで返事をいただいておりますので、なかなか御期待には沿えないと思っております。

○六番（湯之原一郎君） ただいま二、三日後に仮渡金の振り込みがあるということでしたけれども、この額はどの程度の額なのか、わかっておればお知らせください。

○農林水産部長（屋所克郎君） 仮渡金ですから、先ほど言われたヒノヒカリにつきましては、一等米が五千五十円ということでございます。

○六番（湯之原一郎君） ちよつと、それは仮渡金といっても、これは、既に米を出荷した段階で支払われているお金でありまして、私が言うのは、この戸別所得補償の何分の一かでも前渡金として対応してほしいということをお願いしたわけです。

ちよつと今、仮渡金が出るということで一瞬喜んだわけですけども、そうじゃなくてほんとにぬか喜びでした。実際、その戸別所得補償についての前渡しというのはないわけですよ。

○農林水産部長（屋所克郎君） 一反当たり一万五千円につきましては、先ほど申しましたように三月になるということで、今広報してるわけでございますが、JAさんのほうから特にということはないと思います。

ただ、三月ということでは皆さんにはお知らせをしますが、市とし

ても事務を急ぎながら、また国のほうへも三月ということじゃなくて、できるだけ早い時期に支払っていただくようにはお話をしてるところでございます。

○六番（湯之原一郎君） ぜひ、そのあたりは早く実施してください、支払いを。農家への支払いを早めてくれるように要請をしてください。

それと先ほど申しましたが、農家に早く知らせて、農家はそれに対して対策に走り回らないといけません。だから、一日も早くそういうのを知らせてもらわないと実際困るわけです。口蹄疫という特別な理由があったことはもちろん承知しておりますけれども、農家の窮状も十分わかって今後とも対応していただきたいと思えます。

それと、先ほどから言いますように、ことしは戸別所得補償の変動分、いわゆるこれまでの標準価格と大きな価格差があった場合には、その差額を支払うという変動部分の支払いがあるわけですけども、これは年度内の支払いということになっておりますので、これは来年の三月までということになると思いますけれども、平成二十二年産の販売価格の標準的な価格というのは、現状でどの程度になるか情報は得られているでしょうか。

○農林水産部長（屋所克郎君） この変動分につきましては、全国的な数値になりますので、まだ情報としては入っておりません。

○六番（湯之原一郎君） 了解しましたが、その部分についてもことしの場合はかなり額のなっていくと思っておりますので、これについても支払いを早目にしていたかどうか。そして、その状況が、そういう標準的な価格についての情報が入った場合は、速やかに農家のほうへ何らかの形で連絡していただくようお願いをしておき

ます。

次に、二番目の質問要旨、TPPに日本が参加することになった場合についての再質問を行います。

今回議会にもTPP参加に反対する請願が出されておりますが、このTPPについては農業分野ばかりがこう取り上げておりますけれども、そのほかさまざまな分野への波及が心配されております。拙速な加入は将来への禍根を残すことになるのではないかと考えますが、鹿児島県知事を初め、県下の市町村長の中にもTPP参加に反対の意思を表明されておられる方がおられますが、市長はTPP加入に関してどのような考えをお持ちなのか、まずお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 知事も述べられておりますように、本県は農業立県、そして観光立県として成り立っていると思います。そういう意味で、本地区も主たる産業を担う農業でございますので、そういう意味で大変な打撃を受けるということを思っております。そういう意味でこのことについては、反対していきたいというふうに思います。

○六番（湯之原一郎君） 今、はっきりと市長の口から反対という言葉を聞きました。

昨日の読売新聞に、全国町村長会がTPP反対を近く決議するということ記事が出ておりましたけれども、市長も県下の市長さん方あるいは全国の市長さん方と連携して、何らかの形でTPP反対の意思表示をされる考えはございませんでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 市長会等を通じて、その状況を把握したいというふうに思います。

○六番（湯之原一郎君） ぜひ、よろしくお願いしたいと考えます。

先ほども最初の答弁の中で、県内農業への影響額は五千六百億円以上の影響額があるという試算が出されておりますけれども、始良市農業への影響額についてはどれぐらいだと試算されていらっしゃるでしょうか。

○農林水産部長（屋所克郎君） 始良市への影響額でございますが、そこはちよつと算定をしております。申しわけございません。

○六番（湯之原一郎君） ぜひ、そういう面で試算をしていただいて、やはりそれが一つの対策にもなっていくと考えます。ぜひ、取り組んでいただきたいと思えます。日本の農産物は品質がすぐれているから、逆に輸出すればいいという議論もございますけれども、どれぐらいの輸出量が見込めるのか全くの未知数であり、仮にTPP参加が決定をした場合、かえって関税の撤廃で低価格の農産物の輸入が増大し、多くの農家が離農を余儀なくされるであろうということは想像にかたくありません。TPPをとっぴと抑揄して言われる方もいるようでございますけれども、まさにとっぴに出てきたとっぴな考え方だと考えます。議会の請願も全議員に理解していただき、採択していただきたいと考えております。TPPについては、以上で終わりました。

次の三番目の質問に入っていきますが、先頃、農業従事者の平均年齢は六十五・八歳との統計情報が報道されました。市長はこの数字について、どう思われますか。

○市長（笹山義弘君） 十年後ということを考えますと、大変厳しいものがあるというふうに考えます。

○六番（湯之原一郎君） 市長の考えられるとおり、ほんとに十年と言わず、この五年先を考えても、そら恐ろしい気がします。

私も農業に従事しておりますけれども、私の周りに私より若い世代で農業をしている人間というのは、もう十本の指に足りないぐらいの人数です。将来日本の農業がほんとにどうなっていくのか、強い危機感を持っております。そういう意味で、農業担い手の確保は一刻も猶予を許されない問題と考えますが、そういった意味で始良市新規就農者奨励金交付金要綱が制定されましたけれども、大きく評価できるものだと考えます。これが、もつと広範に知られれば、新しく農業についてみたいという方もふえてこれられると考えますので、この件についてはもつともつとPRをしていただきたいと考えます。

さらに、その農業担い手の確保の歩を進めるために、農業経営継承事業への取り組みというのがございますが、これについての考え方を伺いたします。農業経営継承事業とは、後継者のいない農業経営を第三者である新規就農者や独立就農を目指す農業研修生へ継承する事業で、事業のポイントは移譲希望者、継承希望者の掘り起こしとマッチング。半年から一年間の経営継承研修を経て、この間に移譲希望者に技術経営実践研修の助成金として月額九万七千円を支援するというものがございますけれども、Ｉターン就農者の確保に効果があるのではないかと考えますが、こういう事業に取り組み考えはないものか伺いたします。

○農林水産部長（屋所克郎君） 始良市で、先ほど言われました新規就農者に対しての助成というのを今回からやるわけでございますが、今議員が申されましたこの制度につきましても勉強しながら、

始良市でもそういう支援をしながらという施策を打ち出していますので、ぜひ取り組みを考えてみたいと思います。

○六番（湯之原一郎君） これは、行政だけで行える事業ではないと思います。JAなり関係機関と一緒に、また農家も一緒にやって取り組んでいかなければならない事業だとは思いますが、ぜひ担い手の確保の意味で推進していただきたいと考えます。

また、これからの水田農業の維持継続を考えたとき、作業の効率化と水田の乾田化、さらに言いますと水田の畑地化が必要ではないかと考えます。そのような意味からも農業用水のパイプライン化を急ぐべきと考えます。パイプライン化によって、水路の除草作業の軽減が図られ、また水路からの漏水も防止することができます。漏水防止によって水田の乾田化といえますか、それも進んでくるわけですが、現在始良市の水田で、既にパイプラインが施工済みの水田あるいは施工工事の実施中のところ、それと今後施工が確実に実施する計画があるところを含めて、水田面積がどれぐらいあつて、その全体の耕作面積のうち何%ぐらいになるか、数字的にわかっておられれば教えていただきたいと思えます。

○農林水産部長（屋所克郎君） 今現在パイプラインを進めている、また、終わっているところにつきましては、始良地区におきますと船津、春花地区、それから加治木地区におきましては木田地区の一部、それから蒲生地区におきましては皿木、下り山地区、今やっているという状況でございます、数値的なことは、ちよつと今把握をしております。

○六番（湯之原一郎君） ただいま、これは水利組合の名前で言われた、水利組合ですか、そういう名前で行った範囲では、面積的

にはそういう大きな面積ではないような気がいたしますけれども。

蒲生地区で実施されました行政座談会におきまして、米丸地区の方からパイプライン化の要望が出されておりました。この米丸地区というのは、約六十ヘクタールの水田があるわけですが、毎年のように水路の下流部まで農業用水が行き渡らないという問題を抱えております。この米丸地区以外にも農業用水で問題を抱えておられるところもあると考えますし、パイプライン導入を希望する地域もあるのではないかと考えますけれども、今後のパイプライン化の取り組みについて市の考え方を伺いたいと思います。

○農林水産部長（屋所克郎君） 今言われました米丸地区につきましては、先日、土地改良区の皆様方が、そういうお願いといいますか、要望にいられたところでございますが、今蒲生地区におきましては、中山間の総合整備事業の中で事業を実施しているわけでございます。パイプライン単独のその事業というのはなかなかございません。その中で事業を探しながらしていかなければならないんですけれども、この農業農村整備事業の事業費が非常に削られているということで、私どもも苦慮しているところでございます。その事業を探しながら、何とか期待にこたえられるようにはしていますが、なかなか難しいところがございます。

○六番（湯之原一郎君） この事業につきましては、受益者負担もございまして、全体的なその範囲の農家の承諾も要するというところで、なかなか進めにくい事業ではございますけれども、ぜひ将来の水田の活用を考えて、そういう方々にも理解をいただきながら事業を進めていただきたいと思います。

もう一点、昨日でしたけれども、同僚議員の方が農作業事故の防

止についての一般質問を行われました。その中で、農作業従事者の高齢化に起因する事故が多くなっているということでございましたけれども、私が日ごろ農業に携わっております、もう一つ大きな原因があるのではないかと考えています。それは、農作業機械の大型化によって、耕作地への進入路が狭いことによって転落をしたりとか、私自身もひやりとするようなことも何回か経験しております。比較的新しいほ場整備事業地域では、機械の大型化に対応してほ場への進入路が確保されているようでありましては、まだその当時機代とか五十年代に整備されたほ場につきましては、まだその当時機械が小さかったせいもあるのでしょうか、進入路が狭く、傾斜のきつい進入路も見受けられるところであります。

農業機械による事故防止策の一環として、土地改良事業の一環と考えて、進入路改修に対して、改修資材等の原材料支給など市で行えないか、そういうことを計画できないかお伺いいたします。

○農林水産部長（屋所克郎君） 今、市単独事業というのがございます。これは、一五%の負担をいただくということになっております。全く、個人所有の田んぼということに、田んぼといいますか、農地ということになりますので、一〇〇%市のほうでというのは、ちよつと今の時点では無理ではないかと思えます。

○六番（湯之原一郎君） 一五%の負担があるとしても、やはり事故防止にかかることですので、受益者は喜んでそういうことは引き受けると思いますか、できるんじゃないかというふうな気もしますので、この点につきましては今後財源的なこともございます。ようから、十分に検討を加えていただけたらと考えます。

加工米については、先ほどの答弁で理解しますが、一つ、この飼

料米、加工米につきましては、やはり先ほどの話では飯米用ですか、食べる米、御飯にして食べる米とつくり方が一緒だからということでお話がありましたけれども、この加工用米、飼料用米については、どちらかというと収穫の多い品種が望まれると考えます。現在のところ、そのそういう多収穫品種の選定といえますか、そういうことはなされていないわけですが、ぜひそのあたりも議連会あたりで、多収穫品種の選定と種子の確保について情報を流していただければと考えます。

ことしのような価格の下落を考えますと、来年度につきましては、その飼料用米とか加工用米への取り組みがかなりふえてくるんじゃないかと、そういうふうに考えます。その面ですべていろいろ引受先とか価格の交渉とか、いろいろ難しい面もたくさん出てくると思いますけれども、ぜひそのあたりはいろんなところと相談しながら、早目、早目に対応していただければと考えます。その点について、答弁をお願いします。

○農林水産部長（屋所克郎君） 加工用米とそれから飼料用米につきましては、始良市は、始良・伊佐の地域振興局の中では一番の取り組みをしたと私は思っております。

今申されましたように、このどちらもその売り先、引き受けてくださるところが一番問題であります。つくるのは、推進はできますが、これが捨てづくりというのはだめでございまして、その引受先というのがございますので、来年も、もう今から実績がございまして、実績プラスアルファを目指しながら、今その体制で進んでいるところでございますので、来年もこの飼料用米、加工用米が一番の交付額が多い制度でございまして、こちらの方では頑張つて

いきたいと思えます。

○六番（湯之原一郎君） 普段、話をする中で、「どうしてん来年はその飼料用米をつくらんないかんね、加工用米をつくらんないかんね」という話を随分聞きます。恐らく想像以上の面積が出てくると思いますが、そのあたりの対応というのは、ほんとに早目に行っていたらと考えると考えます。

次に、集落営農に関して再質問いたしますが、農家の高齢化や担い手不足に対応して、農作業の受託や遊休農地の解消に集落営農は大きな役割を果たすと考えておりますけれども、その重要性が強調される割にはなかなか組織がふえてこない、そういう現状があるように考えております。先ほどの答弁の中で、「組織運営の停滞や構成員の高齢化、共通認識の一体感の問題など各組織ごとにある」という御答弁がございましたけれども、やはり私も組織運営の難しさといえますか、まず運営資金をどういうふうにして確保したらいいのかということが、二つほどのその集落組織の方にお話を聞いたとき、そういうお話がございました。機械導入とか組織の運営がスムーズに、資金が少ないために図られないというふうなお話を伺ったわけですが、そこでも、そこで一つ提案ですけれども、畜産関係におきましては、牛舎整備貸付基金というふうな基金が設置されてありますけれども、できればこの集落営農組織育成貸付基金のようなものを設置していただき、この資金運営の面について何らかの対処をとっていただけないものか、この一点伺います。

○農林水産部長（屋所克郎君） ましてほしいというのは、やまやまでございますが、なかなかその中でというのは、集落営農に対してというのは、ちょっと厳しいところあるかなと思います。その

ほかに、ほかの対策としましては、ちょっと考えてるところがございますので、検討をしていきたいと思えます。

○六番（湯之原一郎君） この件につきましては、政策的な意味合いがかなり強い質問でございますので、市長に改めてお聞きしたいと思えます。

○市長（笹山義弘君） 農地を守るという観点からは、議員御指摘のとおり集落営農は組織を育てていくというのは、これからの課題であろうと思えます。そういう意味を含めて研究してまいります。○六番（湯之原一郎君） 研究していききたいということですので、結果を期待したいと考えます。

時間が残り少なくなってきましたが、それでは、二点目の質問の住宅政策について再質問いたします。

ちよつと、答弁書を見て少しがっかりしておりますが、私の質問よりかなり短くはしよつた答弁しか返ってきておりませんで、この質問の中でも申し上げておりますけれども、この過疎地域の少子高齢化は急速に進んでおります。待ったなしの状況だということは、市長も十分理解しておられると思うわけですけれども、それに対して市長としてマスタープランに、これとこういうことを盛り込むように努力したいという、そのような何かお考えはないのか、そういうことを書けなかったのか、お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

今、さきの議員にもお答えしましたとおり、またさきの答弁でもさしていただきましたように、住宅密集地というのは、当然民活で住宅が配していかれます。そういう意味で、中山間地域を含めて存続が危ぶまれる地域については、行政が何らかの手だてをしなけれ

ばならないということは十分認識しております。したがって、それらの施策を具体化させるという意味で、この住宅マスタープランの中で示していきたいというふうに考えているところであります。○六番（湯之原一郎君） その住宅マスタープランに、ぜひ組み入れてほしい施策が一点ございます。ここで申し述べておきたいんですが、公共住宅の空白地域というのがございます。そういう空白地域を解消していただきたいと考えます。この公共住宅の空白地域では、若者が結婚して生活の場を地域内に求めても、その地域に住む住宅がないために地域を出て住宅を借り、その移り住んだところでそのまま住み続けて、地域から離れていくという例がかなりございます。ぜひ、そういう公共住宅の空白地域を解消して、その地域社会を維持するという意味を含めまして、ぜひ積極的にマスタープランの中に取り入れて検討していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

議員のおっしゃるように、山間部、それから市街地でも周辺部でも、人口が減少しているようでございます。この地域での市営住宅の建てかえ、建設、地域の活性化、集落組織の維持のために重要な施策と考えますので、地域の規模とか総合的に判断しまして、計画的に建設する必要があると考えております。

○六番（湯之原一郎君） その空白地域といいますが、実際の地域かというのをつかんでらっしゃらない面もあるかもしれませんけれども、私の周辺にも先ほど申したような事例がたくさんございまして、ぜひ積極的に検討していただきたいと考えます。

それと、もう一点、旧蒲生町時代ですけれども、余り旧町のこと

を言うなどというお話もございしますが、小規模小学校校区に定住促進住宅を建設しまして、その家賃を安く設定いたしましたして、地域の若者の定住と児童増にかなりの効果があったと考えております。こういうことも検証して、できれば市内のそういう小規模小学校校区に導入を考えていただきたいと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 議員御指摘の方法というのは、有効な手段であろうというふうに思います。全市的な問題でありますので、バランス等も含めまして、そして年次の計画も必要でございます。そういうことを総合的に勘案して計画を進めてまいりたいというふうに思います。

○六番（湯之原一郎君） それでは最後に、自治基本条例についてお伺いしますけれども、答弁書の中に、「地方自治体のまちづくりに関し、最も優先する条例であると認識している」と答弁されておりますので、いずれの時期かに制定していただけたらと思いますけれども、制定の時期についての考え方、あるいはその制定までの過程についての考え方をお示しいただけるなら、示していただきたいと思います。

○総務部長（前畠利春君） 自治基本条例につきましては、さきの六月議会でも回答いたしておりますけれども、現在の総合計画の策定を見据えて、その後に検討してまいりたいというふうに考えております。

○六番（湯之原一郎君） 議会のほうでも、これから議会基本条例の制定に向けて動きが本格化してくると考えます。市民の憲法として、自治基本条例が市民の理解のもとに制定する日が早く来るよ

うに念願しております。これで、私の質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで、湯之原一郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後 三時 五分休憩

午後 三時 十九分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、二九番、森川和美議員の発言を許します。

〔二九番森川和美君登壇〕

○二九番（森川和美君） 傍聴者の皆さん、大変に御苦労までございます。少し風邪がみで調子が悪いですが、最後ですので頑張って質問をしたいと思います。

早速質問に入りますが、まず一件目が、商店街の活性化についてでございます。

その中の一つ目が、現在の商店街状況について、全体的にはどのように認識しておられるのか。

二番目が、旧三町ごとの状況については、どのように認識されておられるのかお答え願いたいと思います。

三点目が、今後は全体の活性化、まちづくり施策としてどのような方策を考えているか。やはり、これはコンパクトなまちづくり推進が問われておるといふふうに思っておりますので、その推進あたりをお伺いいたします。

四つ目、物品等の購入については、市内で調達できる物は極力購

入しておられるかお尋ねをいたします。

五番目、市内消費活動を市民にどのように広報しておられるかお尋ねいたします。

大きな二点目、中小工業者育成についてでございますが、その一つ目、公共事業については、市長はさきの選挙公約で地元優先で発注するとしておられますけれども、まだ六カ月、七カ月でございますけれども、今までの状況をお示し願いたいと思います。

二番目が、指名通知はどのような基準で、どこで、だれが最高責任者として通知されるのかお知らせください。

大きな三点目、指定管理状況についてでございますが、その一つ、旧三町の施設管理をそれぞれ指定する事業者、民間に託して、民間の発想でサービス向上と行財政改革の一環として進められてきました。そういうことで、最終的には議会の議決を得て、現在に至って、ある程度定着していると思っておりますが、全体的に現在の状況をどのように評するかお尋ねいたします。

二つ目、全体に対して幾ら委託料を出しておられるか。

三点目、今後どの施設を指定管理として計画しておられるかお知らせください。

大きな四点目、資源物収集についてでございますが、このことは今回の議会でも同僚議員が質問されておりますけれども、私は少し角度を変えての質問でございます。

その中身は、市長は公約の中で、「現在の資源物収集については、可燃ごみ、資源ごみステーションのあり方について相談窓口を設け、市民の意見を反映し、高齢者等の負担を軽減します」とございます。今までのその意見は総じてどのような内容であったかお知らせください。

さい。

二つ目、現在の旧町ごとの状況と、平成二十一年度におけるそれぞれの総経費と総売却金は幾らか。さらに、リサイクル率も示していただきたいと思っております。

最後のアイルairaについてでございますが、アイルairaが閉鎖して、これ二カ月となっておりますけれども、既に三カ月になっております。訂正をしていただきたいと思います。三カ月になろうとしている。情報によると売却を考えているということですが、市長の今までの動き、また市として今後どのようにかわっていくおつもりかお知らせ願いたいと思っております。

「市長笹山義弘君登壇」

○市長（笹山義弘君） 森川議員の御質問にお答えいたします。

一問目の商店街の活性化についての一点目と二点目の御質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

商店街の現状につきましては、依然として厳しい地域経済や隣接市への大型店舗の進出など、全体的には大変厳しい状況にあると認識しております。このような状況の中、国や県の事業を活用され、空き店舗対策や地域資源を活用した特産品開発、観光開発による集客型の販路拡大事業などに取り組まれることとなっており、それぞれの商工会での成果が期待されるところであります。

三点目の御質問についてお答えいたします。

今後のまちづくりにつきましては、市内全域の活性化を目指した施策が必要と考えております。現段階で、具体的な施策について言及する状況にありませんが、今後、策定する総合計画等に各種の施策を盛り込んでいきたいと考えております。

四点目と五点目の御質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

物品の購入につきましては、可能な限り市内業者から調達することを基本としております。また、市民の皆様方に対し、市内での購買を促進するような広報といったことは、今のところ行っておりませんので、今後、各商工会とも連携を図りながら広報等にも努めていきたいと考えております。

次に、二問目の中小工業者育成についての一点目の御質問にお答えいたします。

市発注の公共事業について、今までの状況といたしましては、発注する担当課が市内に本社のある業者を優先して指名委員会に推薦し、市内の業者等に対応できない場合は、市内に支店・営業所等の事務所を有している業者を指名委員会に推薦しております。それでも対応ができない場合には、隣接市町、県内、県外といった順に指名推薦しております。

二点目の御質問についてお答えいたします。

指名委員会において、工事等の内容、施工能力や調達能力、手持ち工事、技術者等の配備などを検討し、各委員の意見をもとに委員会で決定したものを市長に報告した後、市長名で指名通知をしております。

次に、三問目の指定管理状況についての一点目の御質問にお答えいたします。

旧町での公の施設に係る指定管理者制度につきましては、議員御指摘の観点から、それぞれの行政改革大綱や集中改革プランに基づき、導入・実施がなされてきたものと認識しております。しかしな

がら、県内他市町村の公の施設に係る指定管理者制度の導入状況と比較しますと、本市では導入の割合が低い状況にあります。

私は、市長選挙時のマニフェストの中で、公の施設の管理については、可能な限り指定管理者制度を含む民間委託を行っていくことをお約束しております。市といたしましては、今年度中に策定する行政改革大綱に基づきまして、来年度上半期までに、市が保有する公の施設の指定管理者制度導入方針を作成いたします。そして、施設の所管課において、まずは指定管理者制度導入を前提とした協議・検討を行い、市民サービスや利便性の向上につながる施設につきまして、積極的に導入を推進してまいります。

なお、このまま引き続き直営とする場合は、「なぜ指定管理者制度を導入できないのか」、「指定管理導入の場合と直営の場合との維持管理経費の比較」など、市民に対して情報公開できるように、その説明責任を果たしてまいります。

二点目の御質問についてお答えいたします。

平成二十一年度における指定管理料につきましては、指定管理者制度導入施設三十四件中、二十一件支出しており、総額一億三千八百三十八万八千円であります。

三点目の御質問についてお答えいたします。

今議会において、三件の施設について、新たに指定管理者制度の導入を御提案しておりますが、その他の施設につきましては、現在、検討を進めているところであります。

一点目の御質問にお答えしましたとおり、来年度、公の施設の指定管理者制度導入方針を作成いたしましたして、施設所管課において協議・検討を行ってまいります。その結果を踏まえて、年次的な導入

計画等を作成し、お示ししたいと考えております。

次に、四問目の資源物収集についての御質問にお答えいたします。一点目の御質問についてお答えいたします。

これまでいただいた御意見の内容としまして、その他プラスチックの収集回数に関するもの、資源物収集分別当番に対するもの、集荷所の時間及び増設に関するものなどが主なものであります。

二点目の御質問についてお答えいたします。

まず、旧町ごとの資源物収集状況につきましては、加治木地区においては、収集回数が月に四回で、うちプラスチックが二回、瓶・缶が一回、紙類が一回であり、コンテナ・ネットにより百九十七カ所の資源物集荷所で収集しております。蒲生地区におきましては、収集回数は月に四回で、加治木地区と同じであります。袋により百八十七カ所の可燃ごみの収集所で収集しております。始良地区におきましては、収集回数が月に一回で、プラスチック、瓶・缶、紙類を一度に収集しており、コンテナ・ネットにより、百九十七カ所の資源物集荷所で収集しております。

次に、それぞれの総経費及び売却益がありますが、さきの湯川議員の御質問にお答えしましたように、旧始良町で約八千二百万円の経費に対し、売却益が千二百万円、旧加治木町で約四千万円の経費に対し、売却益が三百五十万円、旧蒲生町で約一千万円の経費に対し、売却益が約百万円となっております。

また、それぞれのリサイクル率であります。事業系を除いた一般廃棄物のリサイクル率で、旧始良町が二四・〇%、旧加治木町が一四・六%、旧蒲生町が一七・九%となっております。市全体としては二〇・六%となっております。

五問目のアイルアイラについての御質問にお答えいたします。

さきの桃木野議員の御質問にお答えしましたように、アイルアイラにつきましては、現地責任者と連絡をとりながら、存続を強く要望してまいりました。今後につきましては、同社に対して同様の営業形態での存続を望み、さらに各種の企業の方々に対する要望活動についても、引き続き行っていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

〇二九番（森川和美君） それでは、二問目、再質問に入っておりますが、最初の商店街の活性化についてでございますが、この商店街の活性化については、私は特効薬はないとこういうふうを考えておるわけですが、しかしながら、やはり商店街がある以上は、あらゆる観点からきちっと維持し、あるいはそれ以上に発展させなくてはいけないわけです。そういうことからした場合に、今回の答弁で「現段階で具体的な施策について言及する状況にありません」ということなんです。このような段階取りといえますか、考え方でよろしいのかどうか。

たくさん質問をしようと思っておりますから、少し、こちら語りますけど、この商店街が衰退していく。オーバーに言えばなくなっていくおそれもあるわけです。その中、原因はいろいろあります。後継者の問題とかあるいは大型店舗がたくさんあるとか。しかし、そのことよって、まず一番困るのは、お年寄りとか消費者なんです。もちろん御商売される方も収入がなくなっていく。そこで働いておられる方も職を失う。そういう観点からすれば、非常にこれ大事なものなんです。それを、今のところあんまり施策がないというのは、どうかと思うんですが、これをまず一つお答えください。

○企画部長（甲斐滋彦君） 商店街の活性化策の件でございますが、議員仰せのとおり商店街の多くは、少子高齢化あるいは後継者不足、モーターゼーションの進展、それから大型店の郊外立地、消費者ニーズへの対応不足など、そういうことで、にぎわいが失われ厳しい状況下にあると認識しております。

商店街の再生・活性化を図るという意味で、現在各商工会でも検討されています。特に、加治木町の商工会においては、アンケート調査なり、そういうのをされていらっしゃいますので、そういう各商店街の要望等を聞きまして、総合計画の中で何とかこの問題について対応はできないかということで、今後各商工会とも検討するということ、現在具体的な策を出してないところでございます。

○二九番（森川和美君） 内容はそのとおりなんですけども、これは一概に市のほうですべてやるということではできないわけですね。商工会と協力する面と、あるいはまた商工会独自でやる面と、市が関与する、支援する、政策を打つ、あるいは消費者もできるだけ近くで、地域内で、市内で購買消費すると。あるいはまた、御商売の方も創意と工夫をしないといけないという状況に、時代になつてると思うんですが。

一つ、紹介をしながら、鹿児島市内に〇七年にイオンができました。その一番近くに宇宿商店街というのがあります。ここは、こういうことをやってるんです。このイオンさんができたことによつて、人は通らなくなつて、通るのは車だけなんです。それで、渋滞する、もう大変なことだということで、こういうことをまずされたみたいです。もし商店街が消えたら、どういう状況になるかというところで、午後七時から二時間、一切、街灯と商店のいわゆるネオ

ンっていうんですか、消された、消してみたんですよ。そうすると、もう人が通つても見えないぐらいの暗さになつて、これは大変なことだということで、近くの消費者の方も、あるいは安心・安全などという観点からも、このような状況は決してつくってはならないという、まずそういう実験をされたということです。

それと、慶応大学の大学生が、その宇宿商店街のいわゆる宣伝チラシをつくるということで、そういう協力をした。これは、その商店街の組合長さんである理事長さんと、加藤教授という、いわゆる慶応大学の方とお知り合いで、そして学生がそれに乗つて、ボランティア活動しようということやら、あるいはこの商店街で県内の特産品を一堂に集めて、例えば、でき上がつて加治木の商店街を使用すればいいと思うんですが、そういうしたことやら、あるいは全国の今度は特産品を集めて、約十七府県の特産品を並べて新春の恒例行事として定着しつつあるということやら、もろもろのことを、それはどことがやるということじゃないですよ。そういう情報もあるということ、それから、先日の同僚議員の話の質問にも出てきておりましたが、この商店街を活性化するという、そのとおりの観点だけでじゃなくて、関連するいわゆる循環バス、コミュニティバス、これもそれにあわせながらしていく。その公共交通機関もコミュニティバスとだけじゃなくて、私に九月議会にも質問しましたように、自家用車をベースとした有償運送、これとか、あるいはコミュニティバス、小型バススペースの乗り合いタクシー、こういったものを総合的に。それと、重要な箇所箇所に、その乗り合いバスとあるいはコミュニティバス、有償バス、そのいわゆるつなぎ箇所をつくるわけです。おりたらず、例えば乗り合いタクシーに乗れ

るようにとか、そういう施策。あるいはまた、市長が公約の中で、プレミアムつき商品券、これも公約されておりますが、そういった総合的なことが、なぜここに、答弁に出てこなかったのか。

非常に、何ていうんですか、このままでいいのかどうか。ですから、このことを私がよく質問するんですけども、大事なあらゆる面からの大事な施策なんですけども、それを総合計画にはめ込むということなんですけども、スピード感を持ってしないと、どんどんそういう衰退状況になっていくんですけども、いかがでしょうか。そのスピード感を持って、そういった計画を盛り込んでいけるのかどうかですね。

○企画部長（甲斐滋彦君） 議員仰せのスピード感というのは、非常に大切だと思っております。ただ、現在、始良、それから加治木の商工会とは懇談会しております。その席上もいろんな議論が出ますが、各商店、各商工会が、みずからそういうことも、どういう問題があるのか、そういうのを解決するためにいろんな方策が出てくると思います。そのときに、市としてどのような支援ができるかというのを含めて、総合計画の中で検討すればというふうに考えております。各商工会とも、非常に切実な問題ですので、それぞれの地域の特徴を持ったような対策が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○二九番（森川和美君） 今、この前までは限界集落という言葉がありました、今は買い物難民というのが出てきてるんですけど、だからそういう状況があんまり大きくならないように、ひとつ頑張っていたきたいと思います。

それから、そのためには、市内の御商売の方が、物が売れなくて

はならないわけです。そういったことで、建設業がお仕事をとられて、資材とかもろもろの物がありませんよ。作業服買うとか、どうのこうのと。そういった物への発注時期に、そこらをどのようにお願いっていうんですか、要望っていうんですか。それと、学校関係、学校関係がいろいろ購入物品があると思うんですが、例えば、これから言いますと、来年の三月は卒業アルバム、これは相当な数です。それあたりが、現在どのようになってるのか、あるいは今後どのように、これは校長の権限でもあるというには思ってもおるんですが、そこらの状況あるいは考え方、どうでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 日ごろの消耗品などについての購入につきましても、極力、同一市内の商店からの購入、優先して考えるようにということは校長会などで指導しております。例えば、以前鹿児島市に勤務していた事務職員とかそういった職員が、これまでの……。

○議長（兼田勝久君） 教育長、ちよつと大きな声でお願いします。

○教育長（小倉寛恒君） これまでのつき合いの関係から、その鹿児島市の業者と、購入するということは考えられるわけですけども、こうして、異動してきて始良市内で勤務する以上は、始良市内の商店から優先的に購入するようという指導はしております。

アルバムについては、今どういうふうか、どこの業者に依頼しているかについては、今把握しておりません。また、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（兼田勝久君） ほかの答弁はどうですか。

○工事監査部長（和田正弘君） 建設業の物品購入等、資材購入

等につきましては、できるだけ地元からの購入をしていただくようお願いしているところでございます。

○二九番（森川和美君） ちよつと時間がありませんので、また機会があったらお尋ねしていきたいと思えます。

二番目の中小工業者育成についてでございますが、これは答弁の中に、「発注する担当課が市内に本社のある業者を優先して指名委員会に推薦し」とありますが、この指名委員会に、まず推薦するのは、だれが決定されるのか、さらに推薦した業者を今度は指名委員会での決定権はだれがされるのか、もう一緒にしますのです。

三点目は、最終的に決まった指名業者を市長に報告されるわけですね、この答弁でも。市長がその指名変更をすることがあるのかどうか、できるのかどうか、その三つをお願いします。

○工事監査部長（和田正弘君） お答えいたします。

まず、各担当課長から指名推薦が上がってまいります。続きまして、指名委員会で指名委員長のもとで、最終的な協議をいたしましたして決定いたしました、その指名委員会で決まりましたことは、最終的に市長に報告して指名通知を出すわけですが、決定したもものについては、市長の権限で変えるっていうことはできないということですので。

○二九番（森川和美君） その指名委員長は副市長でしょうか。

○工事監査部長（和田正弘君） 副市長が指名委員長となっております。そのほか六名の委員で計七名の指名委員会の構成がなされております。

○二九番（森川和美君） 先ほどの答弁の中で、「指名委員長が市長に報告をする」ということでしたが、そしてまた、「その指名

の内容は市長は変更はできない」という答弁でございましたが、今までに市長は変更したことはありませんか。

○副市長（西慎一郎君） 二十二年度の指名委員会で決定した指名事項について、今のところ市長が変更された案件はございません。

○二九番（森川和美君） この今まで指名をした内容、市内と市外、県外、割合がおおよそどれぐらいでしょうか。

○工事監査部長（和田正弘君） お答えいたします。

ほとんど市内に出しております。市内の業者で対応できない、例えばJR近接工事のJRに七メートル以内で接しているような工事、それについてはJRの指定の業者でないと指名ができませんので、そういうもの、あるいは市内の業者でできない、さく井、ボーリング工事等、そういうものについては市外の業者に出しておりますけれども、それ以外は地元の業者でできるものについては、ほとんど地元の業者に指名しております。

○二九番（森川和美君） JR関係の仕事は特定な資格の方がやるといふのは、もう私も十一年議員をやっておりますので、わかっております。

ただ、今のお答えの観点からすると、土木事業だけの何か答弁みたいな感じがするんですけども、ほかにも建築、コンサル、設計、水道ありますね、あるいは測量、そういったものを含めて、今の答弁はどうやらこの土木関係だけを言われたような気がするんですが、総体的にです。

○工事監査部長（和田正弘君） お答えいたします。

今、先ほど、土木関係のことを、水道とか申しましたけれども、委託事業そのほかあるわけですが、委託事業につきましては、

特にコンサル業務等につきましては専門分野性をかなり重視しております。例えば農政部門につきましては、耕地の技術士あるいは畑地かんがい技術士、農林水利施設機能総合診断士と、そういうような資格がないと指名することができないとか、いろいろ条件がございますので、その設計を、委託を出す作業の内容等によって、指名業者が地元の業者で入らない場合がございます。林務関係につきましても、主任技術者以上の者がいないと指名できないとか、あるいは建設工事に当たりまして、建築の工事の委託なんかにおきましても、この間耐震工事の委託を出したわけですけれども、それも県のほうからの、国のほうからの要綱の中で、三名以上の建築士がいないと対応はできませんっていうような、そういうような国からの指導もありますので、そういうものを加味して、対応できるものについては地元、対応できないものについては市内に営業所のあるもの、あるいは市内に近い県内の営業所、事務所を置いているところ、あるいは県外という形で指名の推薦をしているところでございます。

○二九番（森川和美君） これは、よく笹山市長は、旧加治木町でも極力そのことは努力されていたというふうに思っております。ですから、今後もしちっとやっていたらどうかということ、質問をいたしてるところでございますので、こういう経済状況、あるいはまた国の施策が非常にそういった部分に、どうやら地方に関しては、地方の実態がわからない部分が相当あるので、やはり地元のお仕事は地元の業者でしっかりやっていたら、そしてまた、共存共栄をしていかないといけないということ、強く要請をしていきたいと思っております。

三点目のこの指定管理状況ですが、これもいろいろ見方はあるわ

けですけれども、まずお尋ねしたいのが、「二十一年度における指定管理料が三十四件中二十一件支出して、総額一億三千八百三十八万八千円」という答弁ですが、これが直営でした場合は、大体どれぐらいなんでしょうか。

○行政改革推進室長（木上健二君） お答えします。

直営でした場合ということでございますが、この施設によっては新しくつくった当初から指定管理としているものもございまして、相対で幾ら効果があったということはまとめたものもございません。しかしながら、この施設にかかわる職員の経費等を考えると、今後このことを考えれば相当な効果があるものというふうに考えております。

○二九番（森川和美君） この効果の場合は、いろいろな効果があります。サービスの向上はあったのかどうか、利用者が満足しているのかどうか、あるいは経費の縮減が図られたのかどうか。そういうことで、今我々に新しい、今回の私どもの質問に合わせたような形で、指定管理の議案が出ております。その中で、加治木の特産品売り場、ふれあい物産館ですか、それから始良市の働く女性の家、この二つの今資料を持っておるんですが、ちよつと気になるのがあるんですけど、この二つとも、二つとも、三点目のこの評価のところの「管理運営に係る経費の縮減が図られるか」というのが、始良市の働く女性の家が二十二点ついでうんですか、それから、ふれあい物産館が十七点なんです、十七点。あんまり縮減が図られていないというふうに私は見ておるんですが、これはどのように考えられるでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） まず、ふれあい物産館の件につきま

しては、二十一年度の収支状況を申し上げますと、収入のほうが一千四百九十九万一千九十二円、これに對しまして、支出が一千四百九十二万九千三百八円で、収支で六万一千七百八十四円の黒字なんです。それから、働く女性の家は今回が初めてのことですので、出てきた、公募した中から一番有利な企業ということで選定しております。

○二九番（森川和美君） これは、また今回の議案でありますので、いろいろ審議をしていきたいと思ひます。

それから、全体的にはまあまあ定着しておるし、さまざまな角度で努力をされておると見ておるんですが、一つだけ関心があるというか、気になる点があつて、加音ホールに、私は質問を出す前にちよつと遊びがてら行つてみたんですけども、その中で、あそこの館長さんという方ですか、いろいろお話をさせていただきましたんですが、その中で一つ気になるのがあるんですが、この加音ホールを管理受託されているのは、加治木町の開発公社がとつておられますよね、旧加治木町。そして、その理事長は旧町長である笹山、その当時は町長ですから、町長が理事長で、専務理事が当時の総務課長がされておるわけです。そして現在には、また始良市の市長と総務部長がその専務理事で、そして、その加音ホールと現在の加治木総合支所の売店も受託されております。このことについて、何ら法的に問題はないんでしょうか。

○副市長（西慎一郎君） 今、議員がおつしやるのは、例えば市長が契約担当者であり、開発公社の理事長も、市長が理事長になつてると。それで、いわゆる総合契約といひますか、そういった形の御質問だと思うんですが、それについては、法的にも、例えば契約

者と相手の開発公社側の契約者を変えると、市長が直接しないと、そういう形でやれば問題はないということで、法的にも成立されております。

○二九番（森川和美君） ちよつとよくわからなかつたんですが、現在も開発公社の理事長は市長と、専務理事は総務部長でしょうか。

○総務部長（前畠利春君） そのとおりでございます。

○二九番（森川和美君） ですから、そのことは何ら問題はないかということです。

そしてまた、さらにお尋ねするんですけども、このことは合併協でも少し協議になつたのではないかと思つてゐるんですが、そこらはどういう形になつておつたんでしょうか。あるいはまた、時間がありませんので語りますが、やはり、私が素人的に考えた場合に、市がいわゆる持つてる施設をその責任者である市長及び理事長、開発公社の理事長がそれを請け負つてゐるというのは、一般的に好ましくないというふうに思つてゐるんですが、あわせてひとつ答弁を願ひます。

○副市長（西慎一郎君） 今、御質問がありました件は、いわゆる開発公社の理事長が市長という形でいいのかわかつかどうかという問題ですが、これは私の記憶で自治法上、出資割合が、例えば五〇%以上とか、そういう公的性格の強いものについては、そういった形で市長がそういった理事長、最高責任者に就任することは構わないというふうな形で記憶いたしております。

○二九番（森川和美君） それは、自信持つて言えますか。

それと、もう一つは、いわゆる理事長と専務理事は、年報酬は幾らもらつていらつしやいますでしょうか。

○副市長（西慎一郎君） 先に報酬の関係は、報酬はございません。（発言する者あり）その件につきましては、また後もって調べますが、もし間違いがあれば、今議会中に訂正をいたします。

○二九番（森川和美君） 報酬がないということは、全く一円も受け取っていないという、すべてボランティアということですか。

○副市長（西慎一郎君） 報酬は全く受け取っておりません。

○二九番（森川和美君） ちょっと、休憩とついでいただけませんか、議長。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩いたします。

午後 三時五十九分休憩

午後 四時 開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を続けます。森川議員。

○二九番（森川和美君） こういう状況は、やはり好ましくないと思っておりますが、合併協では全然このことは問題、協議はなかったんでしょうか。

○総務部長（前畠利春君） 合併協議会の中で、最後の時点で加音ホールの指定管理者である財団法人加治木町開発公社、これについて名称変更等の手続をしようということでございましたけれども、合併協議会の中でそれができない状況が生まれまして、とりあえず公益法人等の新しい制度ができました、二十五年程度までに新しい制度に移行しなけりやならないという状況がございまして、合併協議会の中では旧財団については、名称を財団法人加治木町開発公社のままに新市で引き継いで、それで新市になって、その中で名称のみ

を財団法人始良市開発公社としました。現在、その次の手続を開発公社のほうで行っております。これは、新公益法人にのつった形でございまして、その時点で代表者等については、今後、今市長である理事長も変えていくという方向で進めているところでございます。

この手続については、期限が相当かかるといことがありまして、手続の準備はいたしておりますが、県の知事の承認事項でありまして、さらに公益法人であるか否かを判断するためには、一行政だけじゃなくて、知事以下の公益的な審議機関を設けて、そこで認定する制度になっておりますので、時間がかかるというふうに思っております。

○二九番（森川和美君） このことばかりしても時間がありませんので、それじゃあ、もう一点だけ、その移行期間をできるだけ縮めて、やはりこの際交代をされたほうがいいと思っております。

それから、たしか今の開発公社が受託されて、今、更新を二回目じゃないですか。その更新時といいますか、始良市に始良市開発公社に変わる時点で繰り越しはなかったんでしょうか。

○総務部長（前畠利春君） ちょっと想定した質問外でございまして、資料等を本日準備しておりません。お答えできません。

○二九番（森川和美君） また、後ほどお知らせいただきたいと思えます。

それと、今年度の当初予算で、文化会館指定管理委託料が四千二百四十四万四千円あります。それから、加音オーケストラというところに四十二万円出ておりますが、ここらは、加音ホール、この文化会館とほとんど関連性がないのかどうか。それと、この文化会館の中

には、カノンという喫茶店があるんですが、この方を含めて職員が全体で何人いらっしゃるんでしょうか。それと、その職員が市内が何人、市外が何人、お知らせください。

○総務部長（前畠利春君） 加音ホールの、旧加治木町時代が直営でしておった時期から加音オーケストラの育成という形で、加音ホールに専属するオーケストラとして平成八年から立ち上げております。現在まで、公演等も実施してきております。これについては、指揮者、それから指導者そういう形での支援をしなければならぬということ、補助金を予算計上いたしております。で、管理委託料については、会館の管理運営すべて一切、開発公社で事業等を実施する内容についての指定管理料という形でいたしております。それから喫茶カノンですが、これについては開発公社の事業の中の一環としてやっております。

以上でございます。

○二九番（森川和美君） やはりこの際、喫茶の部門あるいは加治木総合支所内の売店、やはりおなじ組織というんですか、開発公社がそういう売店も分捕ったらいかないかというふうに指摘していきたいと思えます。

それでは、四番目の資源物収集に入っていきますが、この資源物収集の点については、いろいろ考え方あるわけですが、やはり歳入と歳出の観点だけで議論するのではなくて、やはり経費の面あるいは分別の仕方、収集の仕方、搬出の仕方、それに対してのいわゆる補助及び還付、総合的に考えてやらないとなかなか難しいだろうと。きのうの同僚議員の質問では、来年度中に平準化しているという検討しながら、できるだけ早く統一するような形でやっていく

と、方針を決めるということですが。

市長の公約の中、あるいは当初の最初の議会のときにいろいろお話されましたけれども、どのような観点で市民の声がこういう声であつたから、大体このような方法を進めていくというふうに思われていらっしゃるんでしょうか。ただ、言葉は悪いですけども、公約で、市民受けあるいは選挙受けでこれをされたのかどうか。何でこういうことを申しますかという、ただ意見を聞く、聞くだけでは、ある程度この一本線を引かないと、こういうふうにしてくれというふうに担当のほうに述べながら、いろいろな年代の声を聞きながら、やっていくのが筋だと思ってるんですけれども。

少し余談になりますけども、市長の二〇%給与のカットの問題についても、二〇%の根拠というのは、やっぱり語らんにやいかんちゆうもんですから、それはこれ関連外ですから。だから、どうやらそこを、ただ単におっしゃるような気がするんですけれども。このごみ問題というのは、そう簡単にいかないし、始良方式がいいのか、蒲生、加治木方式がいいのか、そこらはある程度決めないと。それと、この補助金の問題。補助金の問題、総務関係から各自治会に、自治会の協力が、これは自治会長中心に協力を得ないと、そう簡単にごく一部のいろんな御意見を参考してはだめですよ、これは。どうですか、総合的に。

○市長（笹山義弘君） このごみ行政につきましては、種々の課題があるわけでありまして、それで方向性としては、循環型社会を目指し、リサイクル率を高めていく、このことも大事でありますし、そしてまた、いろいろと市に対しても、現在いろいろな投書もいただいているところであります。そういうことで、今担当が

さきの議員の答弁にも答えましたように、その作業を進めているところでもあります。それで、方向性としては要するに、この今議員は始良方式なのか、加治木方式なのか、蒲生方式なのかとおっしゃいましたが、まさに新始良市方式をつくろうとしているわけであります。そのところに今時間が要しておりますが、方向性としてはそのような全市を平準化し、その収集方法、それから経費の問題等々含めて、その地域によって、地区によって差異が出ないようにしたいということでもあります。

○二九番（森川和美君）　ですから、担当課長と少し話もしたんですけども、このごみあるいは資源物のやり方というのは、全国どこ行ってもちよつと違うんですね。それを旧三町をまとめていくというのを簡単に、見直す、見直すというから私は言つとるんです。見直すのであれば、ある程度自分があるいは担当と語りながら、ある程度ものを、筋を示さないと、意見を聞きながら、意見聞きながらでは絶対まとまらないです。私が知ってる自治会、私も自治会長三年ばかりさせてもらったけども、相当な自治会長さんが、もし相当な中身を変えた場合に、「おれなんか協力せんど」という自治会長さんもたくさんいらっしゃるんです。そういうことを含めれば、やはり時間をかけて、私はある意味、必ずしも平準化せんていいと思うんです。当分、二年も三年、今の始良の方式、加治木は加治木でやればいいんじゃないですか。そういうことも含めて、ひとつ進めていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。一年ぐらいじやできないですよ、一年か、二年ぐらいじや。

○市長（笹山義弘君）　ごみ行政ということにつきましても、ほかの施策と一緒にですが、新市始良市ができたわけですので、その理

念として、ごみに対してどのような方向を目指すのかということについては、始良市としての方向性を出すべきであろうというふうに思います。その具体的施策、方策につきましては、今担当課に指示しておりますので答弁させます。

○市民生活部長（池山史郎君）　お答えいたします。

合併した以上は、あくまでも統一が目標でありますので、難題、課題数多くあると思いますけれども、一応段階を踏んで一つずつクリアして統一にこぎつけたというふうに考えております。

以上です。

○二九番（森川和美君）　また、この問題、来年の三月議会で、一本に絞って入れますので。

最後のアイルアイルですが、この答弁の中で、「アイルアイルにつきましては、現地責任者と連絡をとりながら存続を強く要望してまいりました」とあるわけですけども、私なんかから見て、このアイルアイルのいわゆる存在といいますか、大事さ、総合的に。大きく言えば、始良市の総合計画にも通ずる関連があるぐらいの、やかたと思っておるんです。例えば、大きな災害のときの避難場所とか、あるいは宿泊、温泉、そしていろんな方があそこでグラウンドゴルフをされたりとか、あらゆる角度から雇用の問題とか、そういった観点からすれば、非常にこの、もちろんこれは民間の施設だからなかなか突っ込んでいけない部分はあるんですけども、まず市長がこのやかたはほんとに始良市にとっては大事なんだというものの姿を見せるべきだと思っておるんですが、そこがあんまり見えないと思ってるんですけども、どうでしょうか。

○市長（笹山義弘君）　始良市は、七万五千の人口を有した市に

なつたわけです。鹿児島県で五番目でございます。そういう町に、いろいろなイベント等の際に必要な施設としてホテル、それから宴会はできる、そういう施設がないというのは、非常に整備が図られてるとは決して言えないわけでありまして。そういう意味で、そういう認識は十分持っております。ですから、この相手方が整理機構のうちであれば、すぐ東京へでも飛んで交渉ができるところでございましてけれども、何せ民間に移管されておまして、それで相手方が民間でありますので、その民業を一方的に圧迫するような指導的なことはできません。したがって、しっかりと今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

○二九番（森川和美君） 最後になりますから、二つだけ、一つはこのアイルアイラの閉鎖に伴う同施設の転売についての緊急措置依頼の陳情が出てます。このことについて、どのようにお考えなのか。

それともう一点は、今までの営業形態を存続するならば、固定資産税を免除するというものが残ってます。その固定資産税はどうなってるんでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 始良市にとって重要な施設であるということの認識は先ほど申し上げたところでありまして。しかし、これが市で直接的にかかわれる施設かどうかということにつきましては、運営形態いろいろあります。そういうことも含めて検討しなければならぬということでもあります。

また、その固定資産税減免につきましては、この減免条件がその同じ形態での運営をするということの一項が入っておりますので、そういう意味からすると減免の対象にはならないというふうに考え

ます。

○二九番（森川和美君） いいです、終わります。

○議長（兼田勝久君） これで森川和美議員の一般質問を終わります。

△散 会

○議長（兼田勝久君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。したがって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

なお、次の会議は十二月二日、午前十時から開きます。

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。
午後四時十八分散会